（見直し案）令和８年１０月２０日　第１７回推進会議資料時点

資料１

「こんな町だったらいいな」をかたちにする計画

第2期

広陵町
まちづくり推進計画（案）

（参画と協働のための基本方針）



広陵町の「取扱説明書」
住んでいる人（あなた！）の声をまちづくりに
しっかり活かすための、みんなの共通ルールです

令和5年（2023年）　3月策定
令和　年（　　年）　月改訂

広陵町

未来へつなぐまちづくりのために

広陵町に関わるすべての人が参画・協働できる
素敵なまちへ！

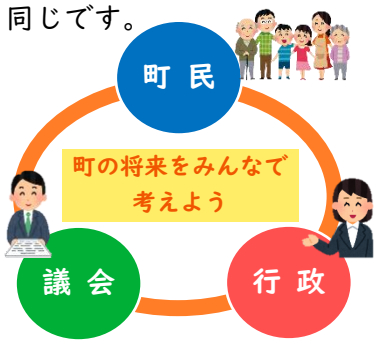


なぜ今、まちづくりが必要なのでしょうか？

Point 少子高齢化や人口減少、地域のつながりの変化、多様化するニーズなど、私たちのまちを取り巻く環境は大きく変化しています。
行政だけでは、多様な課題の解決が難しくなっており、このまちに暮らす一人ひとりが、まちに関心を持ち、それぞれの立場で関わる「参画・協働のまちづくり」が必要となっています。

まちづくりの主役は、一人ひとりの町民です！

お互いにつながることで、住み続けたいまちが生まれます。それぞれの役割は違っても、目指す未来は同じです。



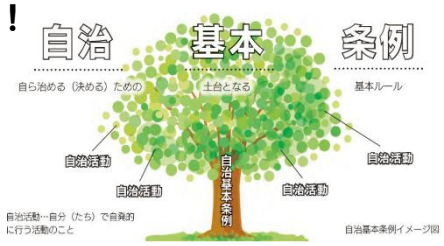
町民
できることを考え参画・協働

議会
町民の声を町政に届ける

行政
町民の声が反映された町政運営

私たちは「広陵町自治基本条例」を定めています！

まちづくりの基本となる考え方や、町民・議会・行政の役割や参画・協働の仕組みなどを明らかにし、参画・協働によるまちづくりを進めていくための「ルール」として「自治基本条例」を定めています！



「広陵町まちづくり推進計画」は、まちづくりを進めていくための道しるべです。

この計画の役割

自治基本条例に基づくまちづくりを具体的に進めていくために、「どのように取り組むか」及び「取組目標」を明らかにした行動計画です。

協働とは
協働を進めるための原則や方法、事例を示す



取組・目標
施策の方向性や取組、成果の目標を示す

計画の進め方

計画期間は５年間です。参画と協働の考え方を共有し、「知る・関わる・協働する・確かめる・見直す」の仕組みの中、柔軟に見直し、着実に進めていきます。

一人ひとりが主役です。みんなで考え、みんなで行動し、
未来へつながるまちづくりを！

目 次

第1章　広陵町まちづくり推進計画の策定について　1

1　推進計画策定の趣旨･目的
　（1）推進計画策定の背景（国の施策と環境の変化）
　（2）広陵町自治基本条例の施行
　（3）自治基本条例の理念を推進するために
2　推進計画の体系
　（1）推進計画とは
　（2）推進計画の主な内容
3　推進計画の計画期間
4　推進の体制と進行管理
5　参画と協働施策実施状況報告書

第2章　協働のまちづくりについて　7

1　参加、参画、協働とは
　（1）自治基本条例での定義
　（2）参加とは
　（3）参画とは
　（4）協働とは
2　協働の基本原則
3　協働の領域
4　協働の手法
5　協働を進めるステップ
6　参画と協働をスムーズに進めるために

第3章　協働のまちづくりの現状と課題　14

1　広陵町の現在と今後
　（1）広陵町の人口構成
　（2）広陵町の将来人口の推計
　（3）広陵町を取り巻く社会環境の変化
　（4）持続可能なまちづくり
　（5）この町を愛する心を
2　協働のまちづくりの現状と課題
　（1）基礎的コミュニティ
　（2）まちづくり協議会
　（3）町民公益活動等の現状と課題

第4章　協働に関する施策の展開　21
1　基本的な考え方
2　施策の方向性と取り組み
基本方針1　条例の周知及び情報の提供
基本方針2　参画及び協働の推進
基本方針3　まちづくり活動の支援
参　考　資　料　39
広陵町自治基本条例推進会議委員名簿・第2期推進計画策定の経緯・広陵町自治基本条例

第1章　広陵町まちづくり推進計画の策定について

自治基本条例　/　推進会議　/　推進計画

1　推進計画策定の趣旨・目的

(1) 推進計画策定の背景(国の施策と環境の変化)

平成12(2000)年に成立した地方分権一括法によって、国及び地方公共団体が分担すべき役割が明確化され、事務及び権限の移管や義務づけの緩和等により地方公共団体は、地域の特性に基づいた政策を主体的に進めることができるようになりました。これにより、地方自治の可能性が広がる一方で、地方公共団体は住民に対する説明責任がこれまで以上に問われることとなりました。住民の意向や地域の実態を正しく把握し、住民主体のまちづくりを進めていくためにも住民と行政との「情報共有」、まちづくりへの住民の「参加・参画」が重要になっています。

また、社会を取り巻く環境の変化(下図参照)により、これまで行政が担ってきた公共サービスだけでは、多様化・複雑化する地域課題や住民のニーズに対応することは難しくなってきました。町民、基礎的コミュニティ(区・自治会)、公益活動団体、地域自治団体(まちづくり協議会)、事業者など、多様な主体同士、また、行政との「協働」による公共サービスの提供と支え合いが不可欠となっています。

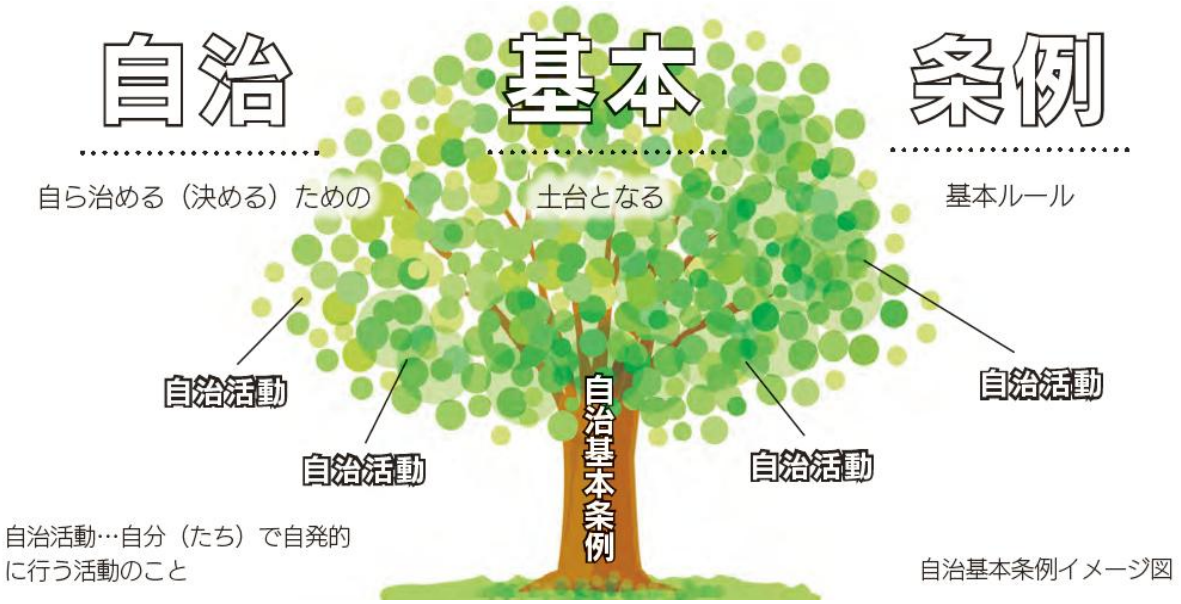
社会を取り巻く環境の変化による課題

- 人口減少、少子高齢化社会…税収減少、将来の担い手は？
- 希薄化するコミュニティ…お互いの助け合いは？
- 多様化する住民ニーズ…核家族化（孤立・孤独）、防災・防犯等の要望対応は

行政だけでなく町民・町議会を含めた「協働のまちづくり」が必要

(2) 広陵町自治基本条例の施行

社会を取り巻く環境の変化の中、本町では、令和3(2021)年6月1日に「広陵町自治基本条例(広陵町みんなのまちづくり条例、以下「自治基本条例」という。)」を施行し、まちづくりの主体としての町民、町議会、行政が、互いの役割を認識しながら連携し、共通の目的のために協働して、住民自治を基盤としたまちづくりを進めていく際の基本ルールを定めました。



（3）自治基本条例の理念を推進するために

① 広陵町自治基本条例推進会議の設置

令和3(2021)年11月に、自治基本条例第40条に基づく附属機関として「広陵町自治基本条例推進会議」(以下、「推進会議」という。)を設置しました。

推進会議は、自治基本条例に定める理念や規定が町政運営やまちづくり等に活用されているか、条例が適正に運用されているかについて検証及び評価や進行管理等を行うことにより自治基本条例の推進に取り組んでいます。

② 広陵町まちづくり推進計画策定の趣旨

自治基本条例の理念のもと多様な主体が互いに協力・連携することを通して、参画と協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針として具体的な計画が必要であると考え、「広陵町まちづくり推進計画」(以下、「推進計画」という。)の策定に動き出しました。

策定に当たっては、町民ワークショップでの意見交換や推進会議での審議、またパブリックコメント等、情報共有、参加・参画、協働に基づき検討を進め、成案としました。

以後、公募委員枠の見直し検討や、パブリックコメント手続実施要綱を定め、参画の機会の拡充に取り組んできました。

今回、令和7年度に自治基本条例の見直しを行ったことを受け、推進計画の計画期間満了を待たず、直近の状況を踏まえつつ、更なる推進を図るために「第2期広陵町まちづくり推進計画」(以下、「第2期推進計画」という。)を策定しました。

自治基本条例制定・推進計画策定後の取り組み

令和3年度

「広陵町自治基本条例」制定

「広陵町自治基本条例推進会議」設置

令和4年度

「広陵町まちづくり推進計画」策定



参画と協働によるまちづくりを総合的・計画的・具体的に推進する計画

概要版パンフレット 作成



「まちづくり」ってどんなこと？条例の全体像についてわかりやすく解説

令和5年度

「条例制定や計画策定の際の住民参画のハンドブック」作成



条例のうち、特に「第4章 参加、参画と協働」やパブリックコメント(第31条)等の住民参画の手法を示したもの

「まちづくり協議会設立から運営までのハンドブック」作成



条例のうち、特にまちづくり協議会(第16～18条)の設立・運営等について示したもの

★「推進会議」内に2つの部会を設置

計画推進部会 2回

- 各事業・活動の協働の原則の取組
- 参画・協働から見る計画等の確認

条例周知部会 2回

- 条例の認知度・理解度向上
- 参画・協働の活動者の増加

令和6年度

計画推進部会 4回

- 審議会等公募委員のあり方・役割
- 施策実施状況報告書から参画・協働について

条例周知部会 4回

- わかりやすい周知方法とは
- 周知すべき内容の整理

推進・見直しに向けた提言書を提出

- 審議会の委員構成や公募委員の必要性
- パブリックコメント実施手続要綱の策定
- わかりやすい住民への周知
- まちづくりの相互理解につながる場の創出 等

令和7年度

「広陵町自治基本条例」改正・逐条解説書見直し



(条文)
法改正に伴う第10条改正
(逐条解説書)
よりわかりやすい表現に変更

「広陵町自治基本条例シンポジウム」開催



【第1部】
中川先生による講演
【第2部】
まちづくり団体等による
パネルディスカッション

計画推進部会 2回

- 施策実施状況報告書の分析
- 審議会委員の公募状況について現状、今後の対応の確認

条例周知部会 2回

- 自治基本条例シンポジウム開催に向けたチラシ作成・周知方法の検討

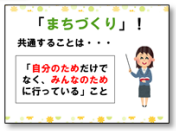
推進会議委員と協働で、町民に広く条例を周知する機会となりました！



条例周知の取組

●小中学校や地域、各団体への出前講座





●区長・自治会長会や地域での意見交換会(ワークショップ)



●コミュニティカルテの更新

●施策実施状況報告書の作成・評価

●広報記事掲載



●職員研修



●地域担当職員へのレクリエーション、研修

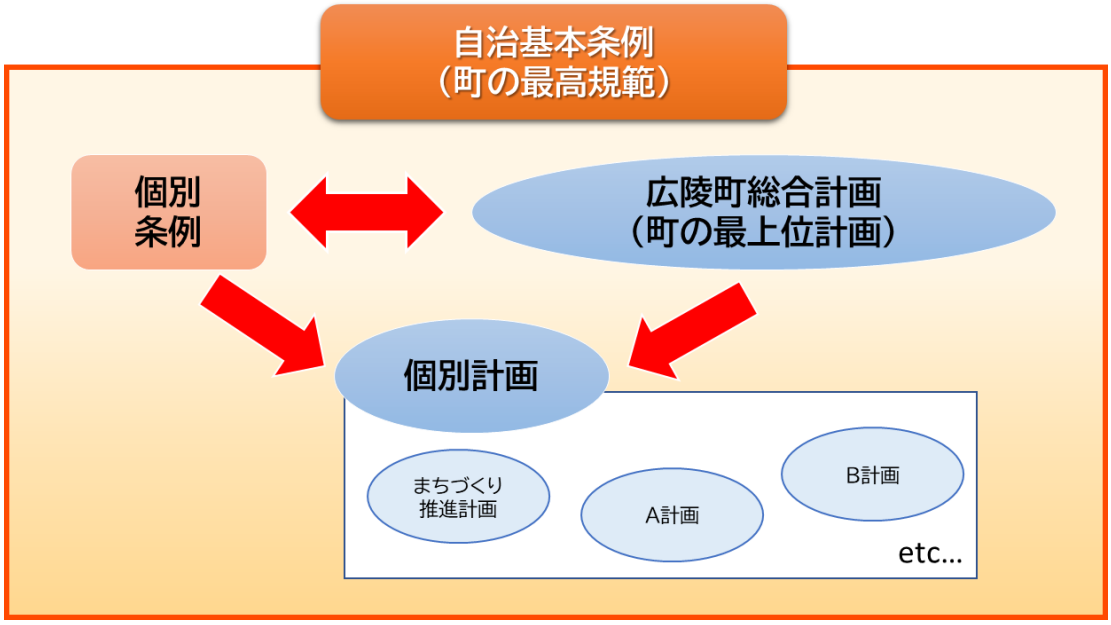
2 推進計画の体系

(1) 推進計画とは

自治基本条例は本町における行政の最高規範であり、個別条例、広陵町総合計画及び個別計画を包含しています。

この自治基本条例の理念の推進を目的として、推進計画は、広陵町総合計画や主な個別計画との整合を図り、それぞれの計画が目指す参加や参画、協働における基本的な考え方・方向を示すものとして策定します。

第5次広陵町総合計画では、広陵町自治基本条例に掲げた4つの基本理念を「まちの将来像(P16参照)」の実現に向けたすべての政策・施策等の根底に共通するまちづくりの基本的な考え方(理念)として掲げています。



(2) 推進計画の主な内容

推進計画は、まちづくりの主体として町民、町議会、行政が互いの役割を認識しながら、対等な立場でそれぞれの主体性を尊重しつつ、共通の目的のために協働していくための考え方や具体的な方法を示すものです。

特に、町民の皆さまがまちづくりの主体として活動できるよう、参画と協働のまちづくりの考え方を説明するとともに、参考となる取組事例を紹介するなど、活動の手引きとして利用していただけるものとしていきたいと考えています。

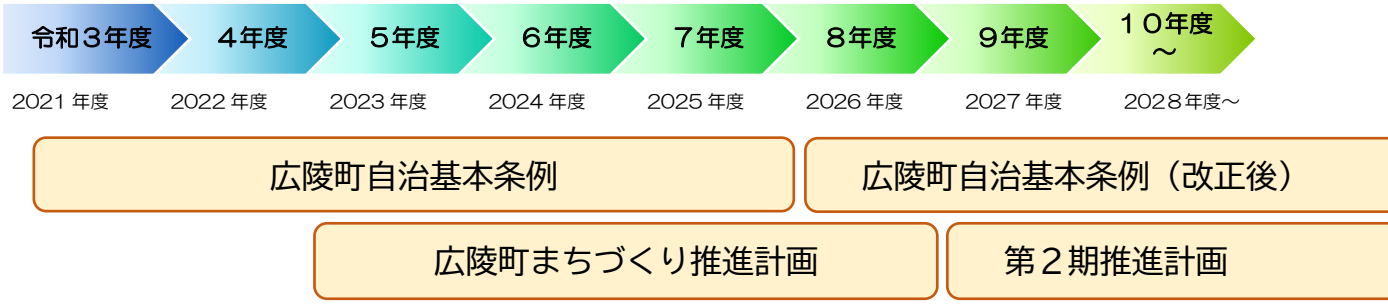
主な内容は次のとおりです。

① 自治基本条例の施行とその理念を推進するための仕組み
② 町行政において参画・協働を推進する体制
③ 協働のまちづくりを進めるために
④ 参画・協働に関する基本方針と施策の展開

3 推進計画の計画期間

第2期推進計画の計画期間は令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5か年とします。ただし、計画期間中に社会情勢の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

当初、推進計画の計画期間は令和5(2023)年度から令和9(2027)年度末までとしていましたが、令和7(2025)年度に自治基本条例の見直しを行い、改正したことを受け、推進計画についても1年前倒しして令和8(2026)年度に見直しを行い、第2期推進計画としました。



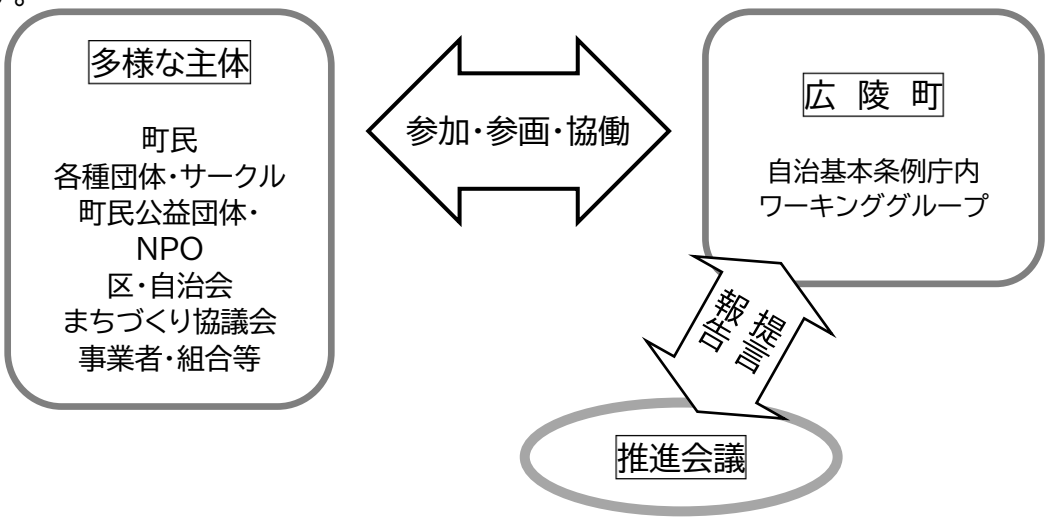
4 推進の体制と進行管理

協働は、本町の行政政策・施策の基礎であり、今後の施策の根幹であるため、参画と協働の運用に関しては本町の全部局において例外はありません。

町は、推進計画の実施に当たり、部局間の連携を図ることにより、着実かつ効率的に取組を進めていくこととします。

また、自治基本条例の見直し等必要に応じて関係する部局を横断する「自治基本条例庁内ワーキンググループ」を設置して検討を行い、これに基づき参加・参画や協働に関する施策を総合的に推進していきます。

推進計画の進行管理については、推進会議が毎年度、各部局が作成する「参画と協働施策実施状況報告書」に基づき進捗状況を把握し、検証・評価及び進行管理等を行います。

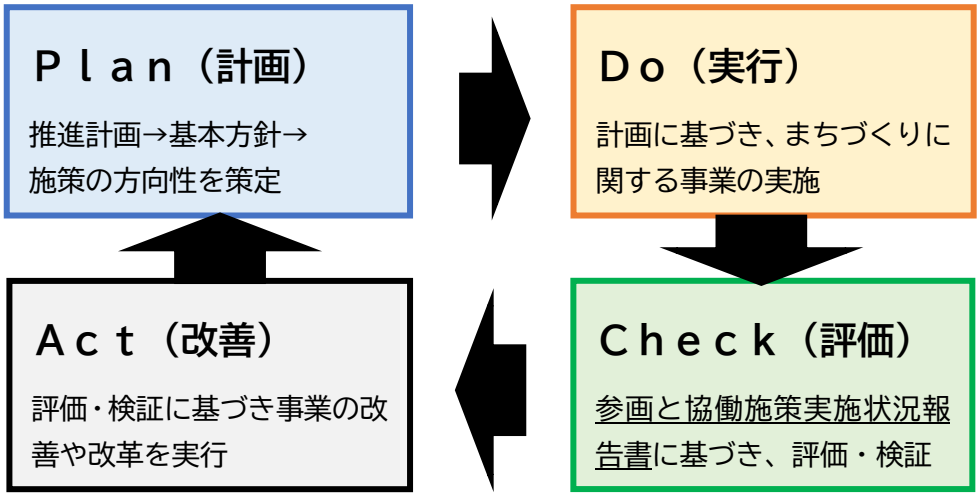


5 参画と協働施策実施状況報告書

本町の全部局は施策の実施に当たって、毎年度、推進計画に基づいた事業年度における成果目標(指標)を事業単位ごとに設定し、自己管理を行います。

また、参加・参画や協働に関する現状(施策目標、参加する主体、協働事業の内容等)、課題、対応策、成果等の確認を行う「参画と協働施策実施状況報告書」を作成し、推進会議へ報告して助言・提言のもと進行管理を行い、PDCAサイクルを確立して推進計画に基づく協働事業の着実な推進を図ります。

なお、行政の協働の相手先である町民をはじめ、区・自治会、まちづくり協議会などのコミュニティ組織、公益活動団体や民間事業者等の状況や意向を把握しておくことが重要であり、それらの情報公開・共有に努めます。



第2章　協働のまちづくりについて

参加･参画･協働　/　協働の基本原則　/　協働の手法

本章では、参画と協働を進めるに当たって①「参加、参画、協働」についての理解を深め、②参画と協働に加わる主体が理解しておくべき原則、③協働を進める事業の領域とそれぞれの領域に応じた手法、④協働を進めるためのステップとその具体的な事例について記述します。

1　参加、参画、協働とは

（1）自治基本条例での定義

自治基本条例第2条では、参画、協働及びまちづくりの用語は、次のように定義されています。

参　画	町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わること
協　働	町民、町議会及び町長等が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むこと
まちづくり	時代に沿った、住みよく持続可能な地域社会をつくるための取り組み

（2）参加とは

町民個人やグループが、まちづくりの一部（事業、イベント、研修等）に加わり、意見を述べたり体を動かして活動したりすることをいいます。

（3）参画とは

「参加」の一つの形態ですが、単に参加するだけではなく、施策や事業の企画及び立案段階から関わり、主体的に取り組むことであるとしています。

第1期の計画期間中には、住民参画の1つとして公募委員枠の見直し検討や、パブリックコメントの実施手順を定めるなど、参画の機会の拡充を進めています。

（4）協働とは

町民、町議会及び町長等並びにそれを支える町職員がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ、得意な分野を持ち寄り対等な立場で連携･協力することです。それぞれの立場や特性の違いを生かすことで、個々に行う場合よりも大きな成果が出ることが期待されます。まちづくりの共通目標を達成するために、多様な主体と行政が協力･連携することで、より大きな成果を上げられると考えています。

協働は、参画が前提となります。必ずしも“一緒に”活動することではなく、共通の目

標に対して、それぞれの持ち場(役割分担)で成果を上げていくことでもあります。

コラム１：地域防災訓練

災害時には、地域の方どうしの「共助」が不可欠です。日頃から元気な方が負傷者や要支援者を助ける訓練を行うことで、いざというときに助け合える地域になります。

写真は、広陵西小学校で行われた在来校区防災訓練の様子。広陵町赤十字奉仕団による炊き出し訓練や、水害を想定したボートでの避難訓練、煙体験訓練など、実際の災害時をイメージしながら学ぶことができる大変有意義な訓練となりました。



詳しくはこちら！
計画掲載事例まとめ HP の QR コード

自治基本条例に当てはめると･･･

第35条(危機管理)

いざというときに備え、町は危機管理体制を整備しなければなりませんし、町民も、「自助」・「共助」を基本に、地域や団体等が協働し助け合うことが大切です！日頃からの備えと、地域全体の支え合いで安全・安心なまちづくりにつなげましょう。



2　協働の基本原則

協働事業に参加する各主体が、パートナーとして協働の相乗効果を発揮するためには、それぞれが協働の基本原則を理解して行動することが大切です。

協働は、連携してともに事業を進めていくことで、1プラス1が2ではなく、相乗効果により成果がより大きく広がります。

協働の基本原則

①　目的共有の原則 	何のために協働するのか、事業の目的と成果の目標を事前に確認し合い、共有し、協力関係を構築することが大切です。また、社会に対して協働事業の意義を説明し、理解を求める必要があります。
②　対等の原則 	協働者は、互いに対等なパートナーとして敬意を持ち、取り組みを進めることが大切です。対等な関係から、お互いにアイデアやスキルの提供を出し合うことで、自発性、主体性が生まれます。
③　自主･自立の原則 	協働者は、それぞれが自立･自律を目標とし、過度に依存し合うことなく事業を展開することが大切です。初期には行政が団体に対して支援をすることも必要ですが、将来的に自立を目標にしていく必要があります。

④ 相互理解の原則 	協働は、行政と町民、公益活動団体、事業者といった異なる立場が連携します。そのため、お互いの立場や特性の違いを理解し合った上で、それぞれが適した役割を果たしていくことが大切です。
⑤ 公開、透明性の原則 	協働事業の実施に当たっては、目的、過程、成果、経費等について透明性を確保し、情報公開、情報共有が大切です。また、広く町民、団体等に参加してもらえるように、公正で開かれた運営を行う必要があります。
⑥ 評価・見直し・期間限定の原則 	協働事業の途中や終了時に、過程や成果について評価・検証(PDCAサイクル)を行い、事業や参加者同士の関係性を高めていく必要があります。一方で、当初の成果が出たら、事業は速やかに終える必要があります。
⑦ 相互変革の原則 	協働は、複数かつ異なる性質の主体が参加します。事業を実施する中で、相手に合わせたり、良い考え方・進め方があれば学びあったり、ともに柔軟に対応していく必要があります。こうした経験を通じて、それぞれの組織や仕事のやり方を改善するきっかけとなることがありますので、変革を拒否しないことが大切です。

注:他自治体の協働に関するガイドラインなどを参考にしています。

3 協働の領域

次ページの図は主に町民と行政との協働について説明するものです。

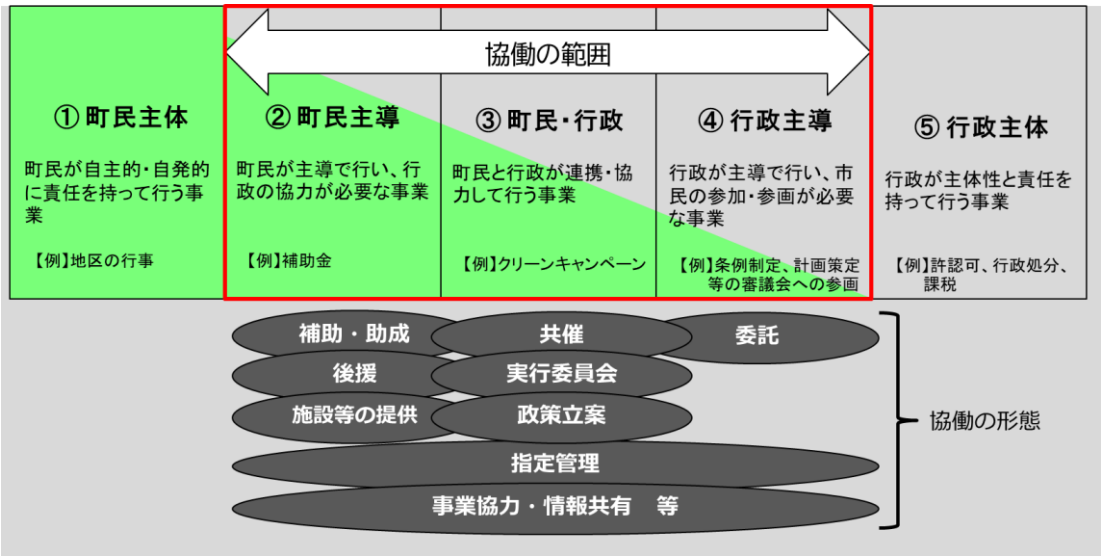
①は、町民が主体となって自ら行う事業で、たとえば、地区の行事などです。

⑤は、行政が専ら行う事業で、許認可、行政処分、課税などがあります。

その中間の②～④がまさに協働の範囲といえます。事業のあり方によって、町民、行政の関わりの度合いは異なります。例をあげると、②は、町民や団体が行う事業に対して行政が補助金を出すことなど。③は、政策立案や実行委員会といった、町民と行政が一緒に連携・協力して行うことなど。④は、行政が組織する条例制定審議会や、計画策定審議会などへ町民が参画することなどです。

ただし、①の領域も町民や事業者相互の協働が広く見られます。また、⑤の領域は行政の専門領域と考えられますが、たとえば「人事・人材」に関する内容で「どのような公務員が住民にとって望ましいのか」について、町民の意向を聞くことは協働と言えます。その意味では、全ての領域が協働の範囲と考えることができます。

協働の領域



4　協働の手法

協働の手法には、下表のようにさまざまありますが、協働事業によって適した手法は異なります。そのため、最適な手法を選ぶことが大切です。

協働の手法

協働の手法 (〇内の数字は、上図の「協働の範囲」)	内　　容
② 補助・助成	公共的事業を行う民間団体に資金や人的な支援を行うもの。 例:広陵町協働のまちづくり提案事業補助金
② 施設等の提供	地域活動団体、町民公益活動団体等に公共施設の一部(余裕教室等)を提供する。 例:カフェスペースの利活用
③ 政策立案	町民の多様なアイデア、意見、発想を、政策や事業に反映するもの。 例:自治基本条例推進会議
③ 実行委員会	さまざまな主体が共同主催者としてともに責任を負って事業を行うもの。企画段階からの協働を進めることができる。 例:かぐや姫まつり実行委員会
② 後援、③ 共催	後援は、名義の提供やイベント周知などの間接的な支援。各イベントにおいて町や教育委員会における後援名義が多い。 共催は、町民と行政とが協力しながら一緒に事業を行うもの。 例:公共施設・公園等でのイベントの後援

②～④ 委託・指定管理者制度	行政が行う事業を民間の専門性、効率性を活かせるように委託する。 例:はしお元気村や広陵パークゴルフコースの民間業者への指定管理
②～④ アドプト制度	アドプト(Adopt)は、英語で「養子縁組をする」という意味。町民が公共施設、インフラ(河川や道路等)の里親となり、管理を担い、行政は物品(アスファルトやコンクリート、清掃物品や草刈り機)の支給などを行う。奈良県内では、奈良市、桜井市など多数の事例がある。

コラム２：住民ワークショップ

写真は、リレーセンター広陵跡地利活用アイデアワークショップの様子です。課題を解決する時は、関係者がしっかりと熟議する必要があります。

リレーセンター広陵の跡地を町民にとってよりよい形で利活用できるように、たくさんのアイデアをいただきました。



自治基本条例に当てはめると･･･

第12条(参加、参画と協働の制度)

町では、重要な条例や計画を作るとき町民からの意見を生かして政策、施策に反映しています。まちづくりに関して、町民と町が学び合い、自由に意見交換し合意形成を行う場が重要ですね。

詳しくはこちら！

計画掲載事例まとめ HP の QR コード

コラム３：公共施設の指定管理

はしお元気村や広陵パークゴルフコースは、指定管理を実施しています。町が直接運営するのではなく、施設の特徴を生かし、施設運営のノウハウと経験を合わせて民間に委託しています。

今後は地域やＮＰＯ団体が運営する施設が誕生するかもしれません。





自治基本条例に当てはめると･･･

第8条(事業者の役割と責務)

事業者は、地域社会を支え、構成する一員として、まちづくりの推進に寄与するよう努めることとされています。持続可能なまちづくりには、多様な主体の得意分野を活かして、役割分担しながら協働することが大切ですね。

詳しくはこちら！

計画掲載事例まとめ HP の QR コード

5　協働を進めるステップ

協働は、次の段階を踏んで進めます。



① 何を協働で取り組んだら効果的か、という事業の目的・目標を関係者間で共有します。

② 協働事業の内容(役割分担)を関係者者で決めます。その時、それぞれの持っている能力、資源を最大限に活かせるように、また、相乗効果により成果が広がっていくように連携する部分のすり合わせを行います。



③ 協働事業を役割に応じて実行します。事業の節目節目で、活動内容や成果について情報共有します。また理解を広げ、深めるために、活動内容を公開し、透明性を保つことも必要です。



④ 協働事業の評価(振り返り)を行い、経験を次のステップにつなげます。

6　参画と協働をスムーズに進めるために

〇できるところからやってみましょう。
〇目標と情報(方針、手段、役割分担、予算など)を関係者全員で共有しましょう。
〇課題の発見段階から協働しましょう。
〇たくさんの人や団体が事業に参加し、みんなの参加意欲を引き出す工夫をしましょう。
〇これまでの協働事業(先行事例)から学び、良い部分は吸収しましょう。
〇町民も、行政職員も学びあって、自ら成長しましょう。
〇頑張る人を応援する雰囲気をつくりましょう。
〇地域自治・住民自治の確立を意識しましょう。

※4～6に掲載している事例や手法等は、あくまで一例です。実施する事業によって進め方は異なりますので、みなさんが進めやすいと考えるやり方で進めてください。

コラム４：あいさつ・見守り

写真は、真美ケ丘第二小学校区で 20 年以上ボランティアで続けられている下校時の見守り活動。初めはあいさつをしても、子どもたちは恥ずかしがったりして返事しませんが、毎日顔を合わせるようになると、子どもから「ただいま！」とあいさつすることも。

犯罪や交通事故をなくすためにも、「まずはあいさつ」からですね。

詳しくはこちら！
計画掲載事例まとめ HP の QR コード



自治基本条例に当てはめると･･･

第6条(町民の役割と責務)

町民は、まちづくりの主体として、積極的にまちづくりに参画するよう努めなければなりません。みんなが安全に、安心して豊かに暮らせるまちづくりのため、地域での普段からの「あいさつ」など、できることから取り組みましょう。

コラム５：箸尾ハロウィン実行委員会×萱野子ども会

「楽しみながら町が好きになる」をテーマに、箸尾地区でスタンプラリー等のイベントを実施する箸尾ハロウィン実行委員会。イベントの運営には、萱野子ども会の子どもたちが「子ども特派員」として参画し、責任感を持ってイベントを支えています。

「自分たちの町を自分たちで面白くする！」萱野子ども会の活動理念です。地域の行事やイベントに参加するだけでなく、企画・運営に携わって「参画」することで、地域への愛着も深まりますね。

自治基本条例に当てはめると･･･

第7条(子どもの権利)

子どもも立派な地域社会の一員で、将来の町の担い手です。子どもは、年齢に応じてまちづくりに加わる権利を持っています。大人は、子どもたちが主体的に「自分たちの町を自分たちで面白く」できるように、環境づくりに努めましょう。

詳しくはこちら！
計画掲載事例まとめ HP の QR コード





第3章　協働のまちづくりの現状と課題

人口減少　/　持続可能なまちづくり　/　まちへの愛着

1　広陵町の現在と今後

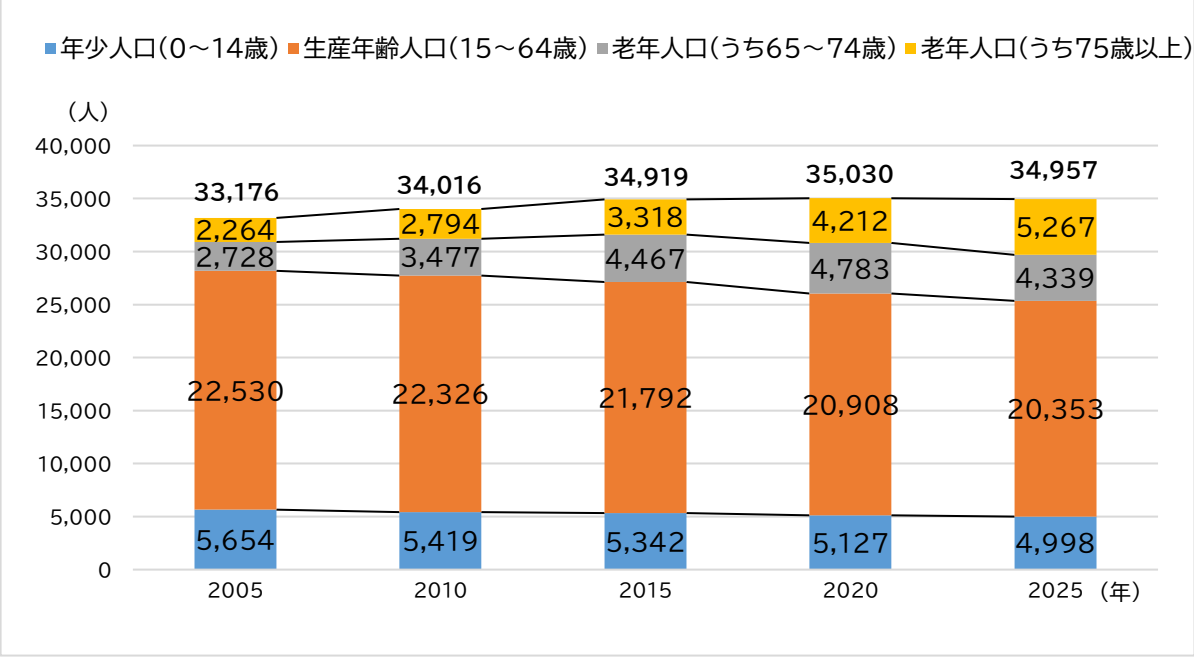
(1) 広陵町の人口構成

下の図は、平成14(2002)年から令和7(2025)年の住民基本台帳に基づく年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(うち65～74歳)、老年人口(うち75歳以上)の4つに区分して人口の推移をグラフにしたものです。

昭和30(1955)年に広陵町が誕生して以降、5年ごとに見ると人口はほぼ一貫して増加してきましたが、増加幅は縮小傾向にありました。令和7(2025)年調査では令和2(2020)年度調査から73人(約0.2%)の減少となり、ついに減少局面に入ったのではないかと考えられます。現在も在来地域を中心に住宅開発が進み、転入が見込まれていますが、長期的には全国同様、人口減少が想定されます。

また、人口を区分ごとに見ると年少人口と生産年齢人口は漸減、老年人口は急増という傾向が確認できます。

広陵町の人口(平成17(2005)年から令和7(2025)年の推移、各年3月31日現在)



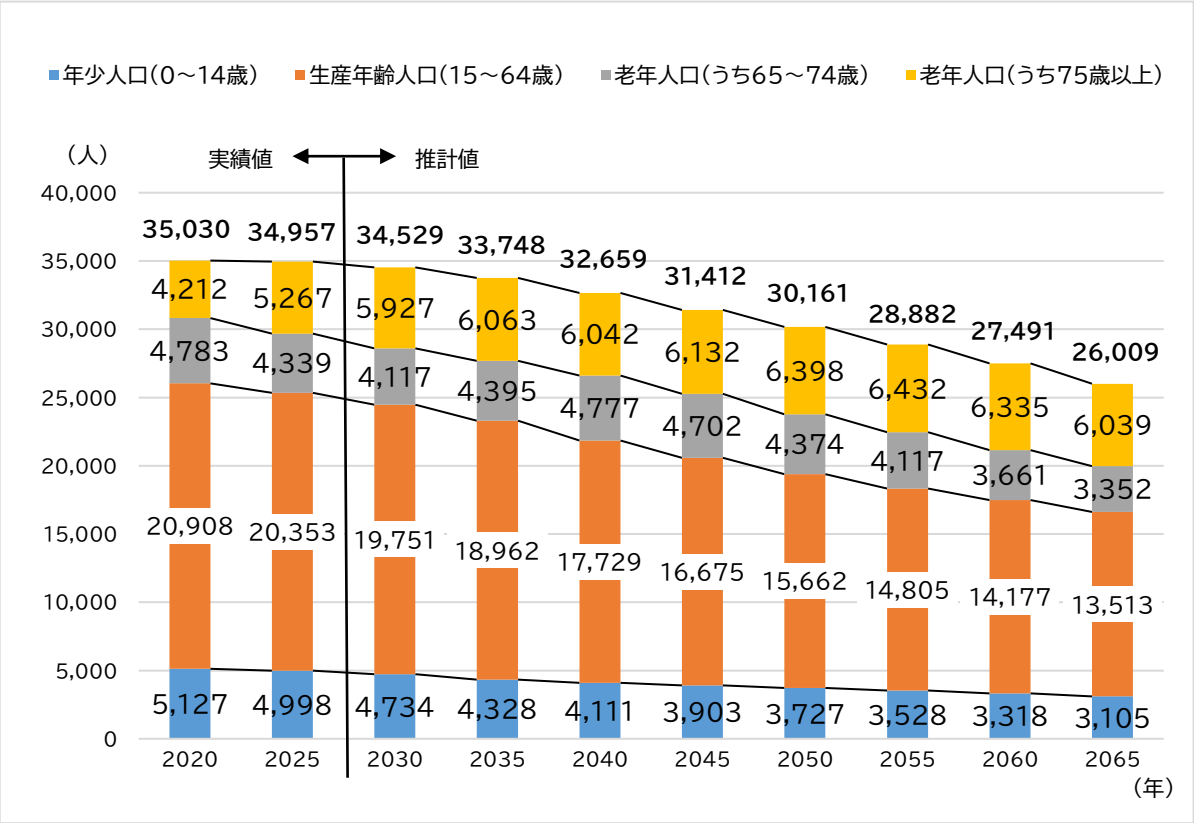
(2) 広陵町の将来人口の推計

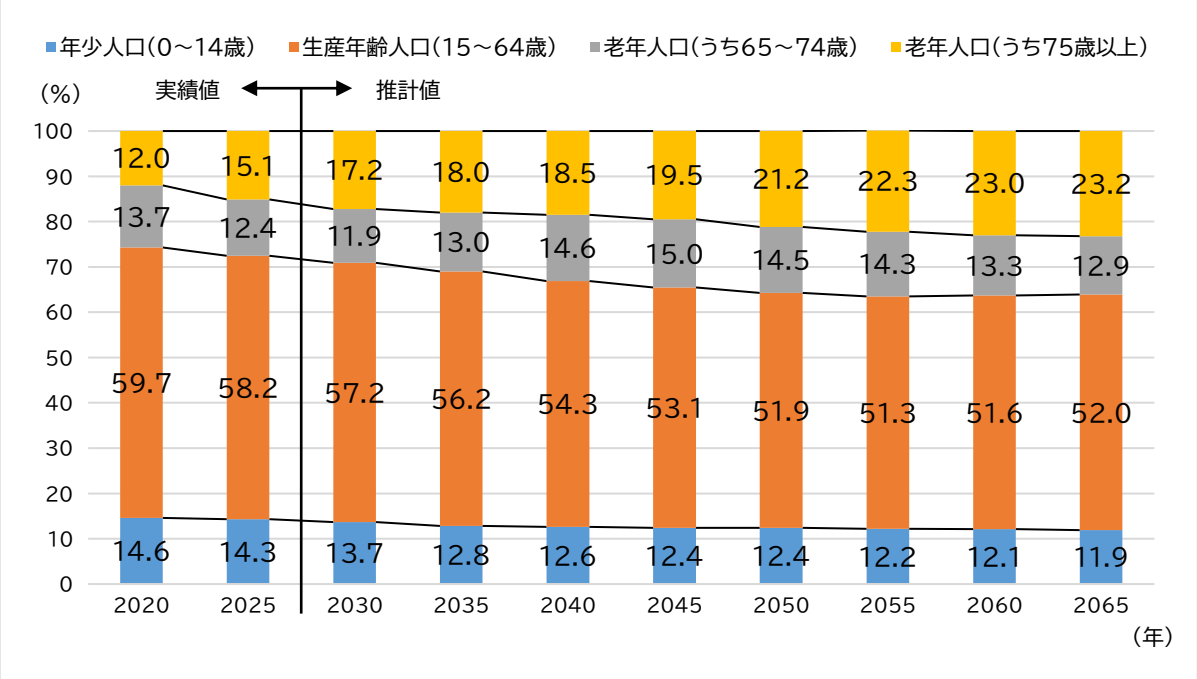
次ページの図は、これまでの人口の推移を踏まえて、令和12(2030)年から2065年までの間を対象として人口を4つに区分して5年ごとに推計した結果をグラフにしたものです。

推計によると期間を通じて人口は一貫して減少し、特に生産年齢人口は大幅に減

少する一方、老年人口はほぼ一定となっています。これにより、人口構成は大きく変化し、老年人口の割合が高くなっていきます。

広陵町の将来人口及び将来人口構成比率(令和12(2030)年以降の推計値、各年3月31日現在)





出典:第5次広陵町総合計画中期基本計画・第3次広陵町人口ビジョン(2026 年 4 月)

(3) 広陵町を取り巻く社会環境の変化

将来人口の推計から、勤労世代の縮小による税収の減少に加えて、高齢者世代の増加に伴う社会保障に係る経費(扶助費)の増大によって、自治体財政はより一層厳しくなることが見込まれます。

このため、これまで続けられてきた行政サービスが提供できなくなるおそれがあります。

これに加えて、デジタル技術の進展、激甚化・頻発化している気象災害、気候変動、気候危機、感染症対策等、新たな行政課題に対応する必要があります。

(4) 持続可能なまちづくり

広陵町が想定される人口が減少する中での少子高齢化になっても持続可能で住み続けられるまちにしなければなりません。このため、令和4(2022)年に策定した第5次広陵町総合計画には、まちの将来像として「be Happy～未来につながるまち広陵～」が掲げられています。

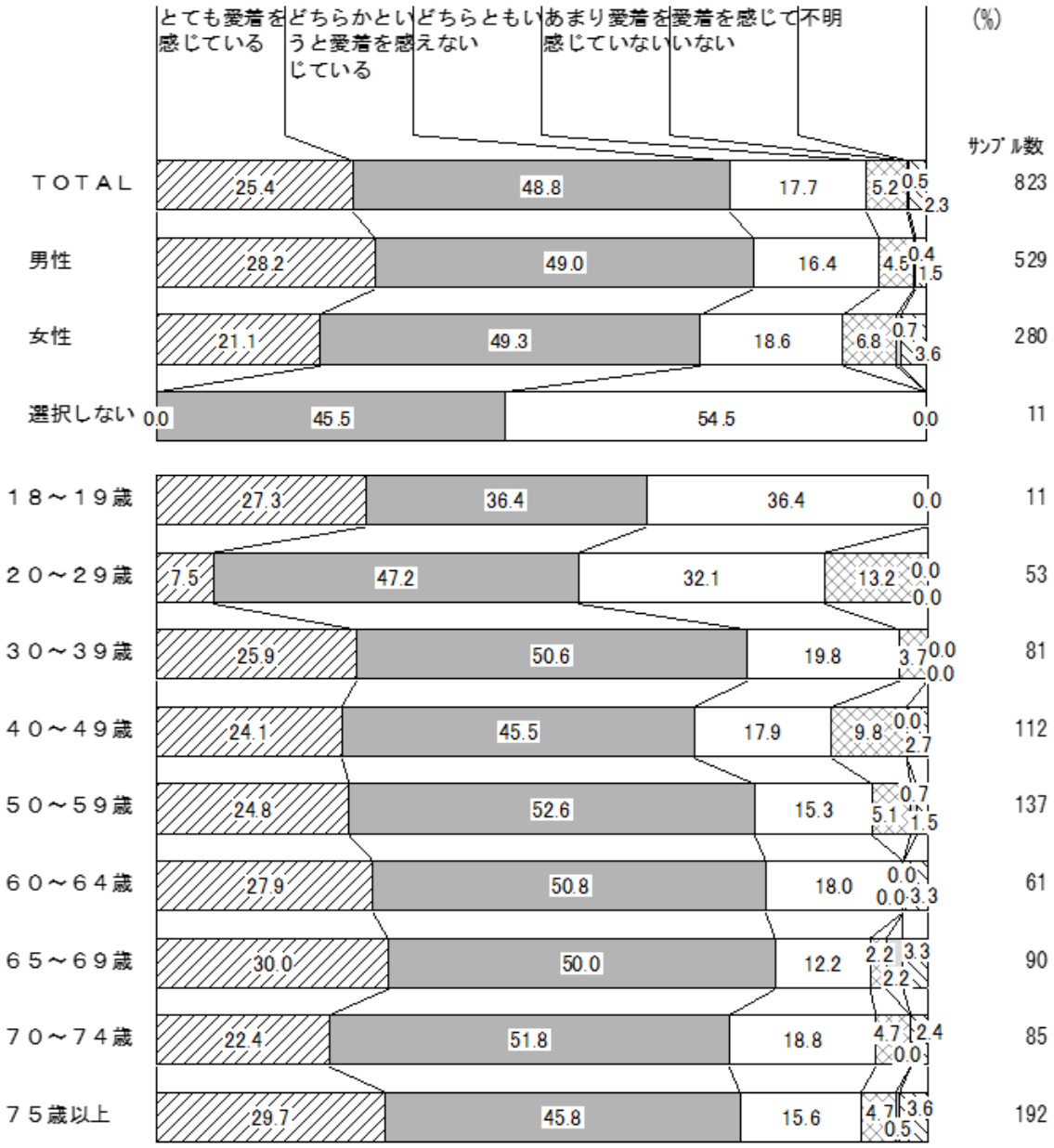
あらゆる世代の人たちが、自分たちの得意分野を持ち寄り参加、参画、協働することで持続可能なまちづくりが実現できます。



(5) この町を愛する心を

町民がまちづくりに関心を持ち続けるには、この町が**好きでいつまでも住み続けたいと思う気持ちが大切**です。第5次広陵町総合計画中期基本計画策定に当たって実施したアンケート調査の結果によると、まちへの愛着度として「とても愛着を感じている」「どちらかというと愛着を感じている」の合計は74.2%であり、多くの人が町に愛着心を持っていることがわかります。今後も町を愛する心を持つ町民を維持、増やすことで、まちづくりを活発にしていく必要があります(次図参照)。

まちへの愛着度(性別、年齢別)



出典:第5次広陵町総合計画中期基本計画

2　協働のまちづくりの現状と課題

(1) 基礎的コミュニティ(区・自治会)

現　状

基礎的コミュニティ(区・自治会)は、自治基本条例第15条に規定された組織で、地域住民同士の助け合いや親睦を深め、生活環境の向上・発展を図り、町などと連携・協働してより良い地域社会づくりを進めることを目的に、主体的に結成された住民組織です。

広陵町には、令和8(2026)年現在、41の区・自治会があり、各地域が創意工夫を凝らした活動に取り組んでいます。区・自治会のこうした活動を通じて、地域住民同士が顔の見える関係を築きそれぞれが地域の活動に加わることにより、日頃の安全安心な地域づくりひいては災害に強い地域づくりにつながっていきます。

・各区・自治会が行っていること(一例)

防災活動、地域防災訓練、地域行事(夏・秋祭り、地域清掃)、行政からの情報伝達(広報紙の配布、回覧板での周知)、各地域公民館・集会所の管理、児童見守り　など

課　題

広陵町における区・自治会の加入率は約○%(令和8(2026)年時点※調査中)であり、近隣市町に比べても比較的高い数値となっています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響や少子高齢化、共働き等による生活様式の多様化によりコミュニティの希薄化や区・自治会への未加入者の増加が課題となっています。また、多くの地域で将来の地域の担い手について、不安を感じています。このため、例えば安全安心な地域づくりについては自主防災組織等の活動の活性化などが課題となってきています。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和８年
区・自治会加入率	87.48%	89.43%	88.86%	87.54%	85.92%	調査中

コラム6：大垣内立山祭

写真は、大垣内で毎年８月２４日に行われている伝統行事「大垣内立山祭」の様子です。地蔵堂を中心に、趣向を凝らした手作りの「作り物」が飾られます。「作り物」は、区内の有志４０人以上からなる立山保存会のメンバーや、子ども会によって制作され、地域の人々が世代を超えて繋がり、伝統を守っています。





自治基本条例に当てはめると･･･

第19条(文化のまちづくり)

町民及び町は、文化の保護に努め、先人が守り育ててきた伝統文化を継承するよう努めなければなりません。地域の伝統を知り、次世代へ守りつないでいきましょう。

詳しくはこちら！

計画掲載事例まとめ HP の QR コード

(2) まちづくり協議会

現 状

真美一まちづくり協議会	令和４年４月１０日設立

まちづくり協議会は、自治基本条例第16条、第17条に規定された組織で、おおむね小学校区程度の大きさを想定した地域組織です。令和8(2026)年現在、広陵町内では真美ケ丘第一小学校区で組織されています。単独の団体で解決できない地域課題を連携・協働して解決を目指しています。

課 題

まちづくり協議会は、各種団体が対等な立場で話し合わなければなりません。多くの方が集う場であることから、事前の調整や情報共有、情報整理が重要です。こうしたことから、まちづくり協議会立ち上げの機運の醸成や立ち上げを検討している地域への支援が課題となっています。

コラム７：小学校校庭の除草作業・通学路のストップマーク貼替作業

まちづくり協議会では、学校でのボランティア活動や子どもの見守りを中心に、地域の皆さんが頑張っています。写真は、真美ケ丘第一小学校での除草作業。休み時間になると、子どもたちが元気にあいさつし、活動する皆さんに感謝しています。



また、幼稚園及び小学校の PTA の皆さんが行っている通学路のストップマーク貼替作業を、まちづくり協議会も協働して行っています。写真は、ストップマークシールを貼り、ゴム金づちでしっかりと固定している様子です。年々協力者も増え、幼稚園及び小学校の PTA や先生方に加え、各地区のボランティアの皆さんも参画しています。



自治基本条例に当てはめると･･･

第17条(まちづくり協議会の役割と責務)

まちづくり協議会は、自らの活動に責任を持って主体的にまちづくりを行い、心豊かな地域社会の実現に取り組むこととされています。「あいさつ」「感謝の気持ち」が飛び交い、さまざまな主体が協働する心豊かなまちづくりに努めましょう。

詳しくはこちら！

計画掲載事例まとめ HP の QR コード

(3) 各種団体・町民公益活動

現 状

各種団体は、特定の課題や目的を持った人々が自発的、主体的に集まった団体です。

・団体(一例)

【コミュニティ型】……地域全体を運営、経営する組織

各区・自治会

区長・自治会長会

【アソシエーション型】……特定の地域課題の解決に取り組む組織

商工会

民生委員・児童委員協議会

老人クラブ連合会

子ども会連合会

婦人会

社会福祉協議会

青少年健全育成協議会

消防団

防災士ネットワーク

PTA連絡協議会

公民館活動クラブ

文化協会、スポーツ協会　　など

※NPO法人やボランティア団体もこれらに当たります。

課　題

さまざまな団体では、区・自治会同様高齢化が課題となり、後継者や将来の担い手が懸念されています。今後は、時代の潮流に合わせた公益活動のあり方について検討する必要があります。

コラム８：おしゃべりサロン南郷

南郷区で地域の茶話会などのサロン活動を実施する団体。写真は、新型コロナウイルスの影響によりサロン活動が中止となったため、花を持って高齢者宅を訪問し、お話を聞いています。

自治基本条例に当てはめると･･･

第18条(まちづくり活動への支援・町民公益活動)

社会的課題の解決やまちづくりのためには、ボランティア団体やNPO等の活動も重要です。地域での普段からのきめ細やかな声かけで、安心して暮らせるまちづくりにつながりますね。

詳しくはこちら！

計画掲載事例まとめHPのQRコード



第4章　協働に関する施策の展開

基本方針　/　まちづくりの主体の関係性　/　実践サイクル

1　基本的な考え方

広陵町では、下記のとおり自治基本条例各条に定める目的の実現に向けて、基本理念や基本原則に基づき、継続的な取り組みを進める中、第2期推進計画の計画期間中における基本方針を定めて施策の方向性を示し、取り組みを進めます。

※以下、自治基本条例条文から抜粋

○目的(条例第1条関係)

この条例は、広陵町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、町民及び町のそれぞれの権利や役割、責務、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、個性豊かで活力ある自立した持続可能な社会の実現及び町民の福祉の向上と充実を図ることを目的とする。

○基本理念(条例第3条関係)

(1) 町民一人一人の基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。

(2) 町民、町議会、町長等が、また国及び県と町が、対等な立場でそれぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町政を行うまちをつくること。

(3) 町民及び町は、まちの歴史や自然を大切にし、環境との共生を図るため、次世代に引き継ぐことのできるまちをつくること。

(4) 町民が情報を共有し、町内外の交流を図りながら、人と人とのつながりを大切にし、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。

○基本原則(条例第4条関係)

(1) 参画と協働の原則　町民は自治の主体として、町政に参画するとともに、公共的課題の解決に当たっては熟議の上、町民及び町が協働して取り組むこと。

(2) 補完性の原則　まちづくりの決定はより身近なところから協議や実践を行い、それぞれの適切な役割分担により、補完すること。

(3) 情報共有の原則　町が持つ町政情報及び町民が持つ公益情報が公開され、町民同士又は町と町民は、まちづくりに必要な情報の共有を行うとともに、町は、町民への説明責任、応答責任を果たすこと。

(4) 健全な行政経営の原則　町は、計画と検証及び評価に基づいた町民に寄り添った合理的で健全な行政経営を行うとともに、地域の特性と自主性を尊重した住民自治を推進すること。

(5) 環境保全の原則　先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然等の環境を次世代に残せるまちづくりを推進すること。

(6) 多様性尊重の原則　町民の多様な属性や文化を尊重したまちづくりを進めること。

○基本方針

第2期推進計画の計画期間の令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの間に取り組むべき方向性として第1期計画から引き続き次の3つの基本方針に基づいて取り組みを進めます。

主要テーマ

基本方針　1　条例の周知及び情報の提供

1　町民や各団体へ条例の周知
2　行政情報やまちづくりに関する情報の発信

周知
啓発
情報公開
情報共有

基本方針　2　参画及び協働の推進

1　町民が参加しやすい環境づくり
2　あらゆる町民や団体が連携及び協働できる体制づくり

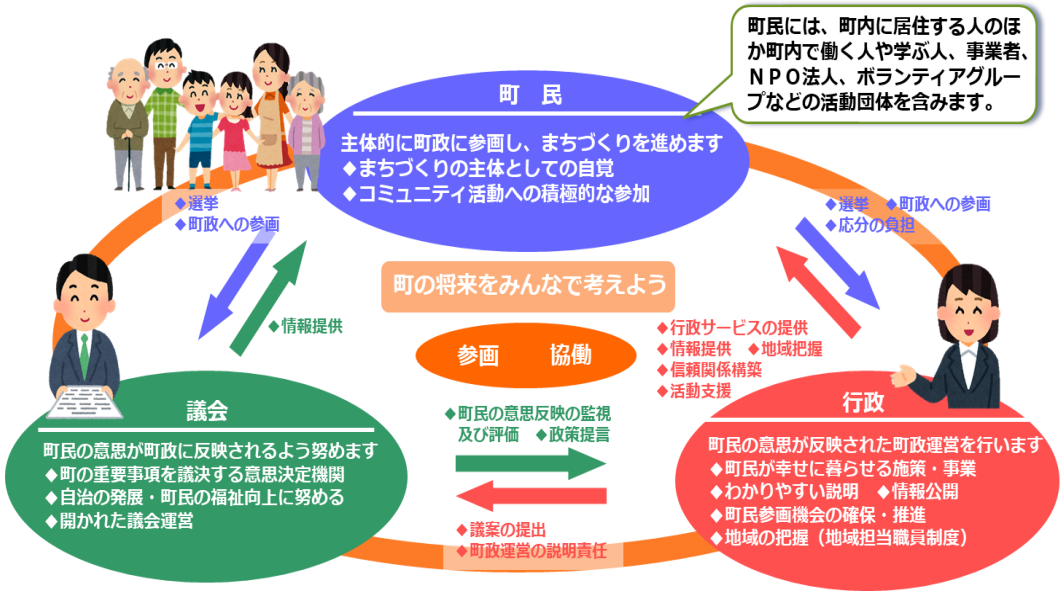
参画
協働
住民自治

基本方針　3　まちづくり活動の支援

1　基礎的コミュニティ、まちづくり協議会や公益活動団体への支援
2　庁内及び各団体等との協働事業の推進

活動支援
庁内連携

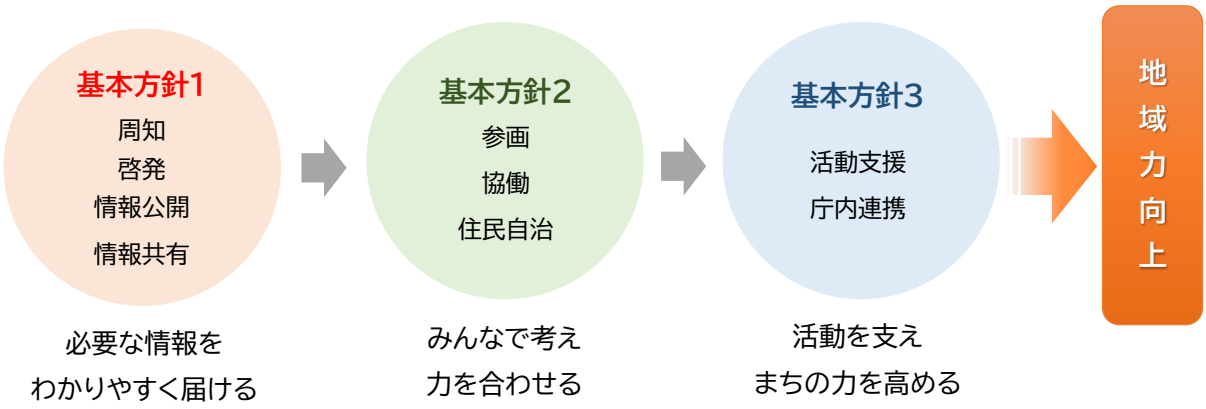
まちづくりにおける主体の関係性



町民(団体を含む)、議会、行政、それぞれができること、それぞれの主体が集まって協働でできることを推進計画に具体的な施策として24ページから記載しています。

3つの基本方針は、それぞれ独立しているものではなく、連動した仕組みを意識し、参画・協働のまちづくりを推進します。周知・情報共有から参画・協働、活動支援、行政の伴走が一連の流れとなり、まち全体の地域力向上につながるよう取り組みを進めます。

実効性を高める進め方



そして、取り組みを実践する際には、役割分担して実行し、その経過や成果を記録するとともに、効果や課題を評価し、次の取り組みに反映させるサイクルを意識します。

実践サイクル



2　施策の方向性と取り組み

基本方針１　条例の周知及び情報の提供

自治基本条例は、広陵町に関係する全ての人が参画・協働するまちづくりを目指しています。特に、町民が主体となってまちづくりに参画するためには、町民が自治基本条例について理解し、行政などが行う施策に関する関心を持つことが重要です。

このため、基本方針１では、町民がまちづくりに関心を持ち、条例に対する理解と関心を高めるための「条例の周知」と、町民がまちづくりに加わるために必要となる行政情報やまちづくりに関する「情報の提供」をテーマとします。

１－１　町民や各団体へ条例の周知

自治基本条例については、制定当初から「難しい」「普段の生活に関連が薄い」という声があり、第１期計画期間には、自治基本条例について広報紙に掲載したり、小中学校や団体等に対して出前講座を実施したりして周知に取り組んできました。今後も、気軽にまちづくりのことを考えられる機会を持ち、条例を周知・啓発し、まちづくりへの関心を高める取り組みを更に推進していく必要があります。

施策の方向性

①　条例の周知及び認知度を上げる取り組み

町民ができること

・　自治基本条例やまちづくりについて関心を持ち、積極的に情報を受け取るとともに周囲に発信します（条例第９条関係）。

行政ができること

・　チラシ等の発行物に「この事業は自治基本条例第〇条に基づいて実施します」といった「自治基本条例クレジット」を記載する等、条例を目にする機会を増やします（条例第９条関係）。

・　自治基本条例に関する記事を広報紙、町ホームページ、町公式SNS等に掲載します。この際、「自治基本条例は誰にでも関係するもの」と理解・認知してもらえるような内容にします（条例第９条・第31条関係）。

協働でできること

・　町民及び行政が各団体や小中学校へ出向き、出前講座を実施し、団体や学校、子どもたちとともに課題の解決方法を考えられる場を提供します（条例第７条関係）。

・　町民公益活動団体（公民館活動やスポーツ団体などの文化芸術スポーツ活動や生涯学習に関係する団体を含む。）が、基本理念及び基本原則を確認するとともに、ま

ちづくりを主体的に推進します(条例第18条・第19条・第20条関係)。

指　標

施策の方向性[1]	指標名	計画策定時	第1期目標値(R9)	現状値	第2期目標値(R13)	出典
①行政	【新規】「自治基本条例クレジット」を記載した発行物等の数	ー	ー	(今後把握)	50件	資料　協働のまちづくり推進課
①協働	自治基本条例の周知に関する出前講座等の開催回数	5回(R4)	10回	6回(R7)	10回	

コラム９：自治基本条例出前講座

写真は、真美ケ丘第二小学校で行われた自治基本条例出前講座の様子です。町職員と自治基本条例推進会議委員が協働して授業を行いました。
地域みんなで助け合うことの大切さや、まちづくりは「自分のためだけでなく、みんなのためを思ってやること」だと伝えると、自分たちにできるまちづくりはないか、真剣な顔つきで考えていました。



詳しくはこちら！
計画掲載事例まとめ HP の QR コード

自治基本条例に当てはめると･･･

第7条(子どもの権利)

大人は、将来の町の担い手である子どもが心身ともに健やかに成長し、ふるさとを大切に思える環境作りに努めなければなりません。「大好きなふるさとをもっと良くしたい！」そんな想いが、まちづくりの第一歩です。

[1] 「施策の方向性」欄は、「施策の方向性」のうち「何番(①,②等)」の「町民が/行政が/協働でできること」のいずれに対応する指標かを表している。たとえば、「『自治基本条例クレジット』を記載した発行物等の数」であれば、「①条例の周知及び認知度を上げる取り組み」の「行政ができること」に対応。

1－2 行政情報やまちづくりに関する情報の発信

まちづくりについて、まずは、行政や地域がどんな事業や活動をしているか知ることから興味・関心は広がります。そのため、行政が把握している情報をさまざまな手段で発信・提供・共有していく必要があります。

一方で、町民が主体となって行っている地域の活動やそれぞれの地域課題の情報について、積極的に町民相互または行政に発信し、まちづくりに生かす必要があります。

施策の方向性

① 行政情報やまちづくりに関する情報の発信

町民ができること

・ 地域の身近な情報(お祭りなどの伝統行事など)を発信するとともに、メール等を活用して町民相互に情報を交換します(条例第9条関係)。
・ 行政情報に対し関心を持つとともに、情報を適切にまちづくりに活用します(条例第9条関係)。

行政ができること

・ さまざまなツールを活用し、参画・協働ができるよう広報紙、町ホームページ及び公式SNS等を用いて積極的に行政情報、地域情報や団体の活動状況を発信します(条例第9条関係)。
・ 町の政策や施策に関する情報をわかりやすく提供します(条例第9条関係)。

協働でできること

・ 情報発信に当たっては、そのテーマに応じてアンケート調査、パブリックコメント、ワークショップ等のうち適切な方法を選択し、町民が参画しやすい環境づくりを推進します(条例第11条・第12条・第31条関係)。
・ さまざまな主体が、正確な情報を適切な手段を用いて情報発信、情報共有できるようにします(条例第9条関係)。

指　標

施策の方向性	指標名	計画策定時	第1期目標値(R9)	現状値	第2期目標値(R13)	出典
①町民	【新規】町ホームページへの総アクセス件数(年間)	―	―	1,946,873 件(R7)	2,000,000件	資料　デジタル推進室
	【新規】町公式 SNS[2]のフォロワー数	―	―	14,919人(R7)	18,800人	
①行政	【新規】町ホームページを活用した情報発信件数[3]	―	―	782 件(R7)	800件	
	【新規】町公式 SNS を活用した情報発信件数	―	―	242件(R7)	350件	
①協働	パブリックコメント実施件数	5件(R3)	10件	5件(R7)	10件	資料　協働のまちづくり推進課資料
	パブリックコメント意見数	94件(R3)	150件	55件(R7)	150件	

2 町公式 LINE 及び Facebook の合計
3 新規ページ作成件数と既存ページ更新件数の合計

基本方針２　参画及び協働の推進

町民がまちづくりの主体としてまちづくりに加わるためには、参画と協働を進めるための環境と制度の整備が必要です。

町民のまちづくりへの参画には、行政の政策形成プロセスへの参画と、まちづくりに関する活動を行っている団体等への参画の2つの形があります。また、協働を進めるためには、町民、まちづくり活動を行っている団体や行政など多様な主体がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力することが重要です。

基本方針２では、町民が行政の政策形成プロセスや団体等の活動へ「参画しやすい環境づくり」と、あらゆる主体が対等な立場で「連携及び協働できる体制づくり」をテーマとします。

２－１　町民が参画しやすい環境づくり

町民がまちづくりに参画したいと思ったときには、地域等でどのような活動が行われているか、さまざまな情報を手に入れることから始まります。町内や地域にはまちづくりに関するさまざまな活動をしている組織がありますが、その存在や活動の内容はあまり知られていない状況にあります。一方で、その存在がよく知られているけれども参画するには敷居が高い場合もあります。

まずは、小さな団体やグループから参加、参画できるよう推進する必要があります。

施策の方向性

① 町民が参画するまでの環境づくり

町民ができること

・ まちづくりに関する活動や事業を行っている団体等を継続発展させるとともに、新規の団体を立ち上げます（条例第18条関係）。

行政ができること

・ 町民が参画できるよう活動団体の情報を広報紙、町ホームページや公式SNS等さまざまなツールを活用して情報発信を行います（条例第9条関係）。
・ まちづくりに関する団体の立ち上げを支援します（条例第18条関係）。

協働でできること

・ 審議会や検討委員会など行政の政策や施策を話し合う会議体の委員に町民からの公募委員を加えるとともに、公募の際には性別や年齢などの均衡に配慮します（条例第12条関係）。

・ 生活支援ボランティア[4]をはじめ、町民が相互につながり、助け合う取り組みを推進します(条例第18条関係)。

② 町民が参画しやすい環境づくり

町民ができること

・ 小さなコミュニティやサークル活動等、参加、参画しやすい団体やグループを立ち上げます(条例第18条関係)。

行政ができること

・ 町民が参画しやすい小規模団体をはじめとして、活動団体やボランティアサークル等を紹介します(条例第12条関係)。

指 標

施策の方向性	指標名	計画策定時	第1期目標値(R9)	現状値	第2期目標値(R13)	出典
①町民	【新規】ボランティア登録団体数	―	―	【団体】51 団体 【個人】10 人(R8)	【団体】60団体 【個人】12人	広陵町社会福祉協議会資料
①行政 協働 ②行政	【新規】ボランティア支援[5]件数	―	―	10件(R7)	15件	
	【新規】ボランティアマッチング[6]件数	―	―	11 件(R7)	15件	
①協働	【新規】生活支援ボランティア活動件数[7]	―	―	60件(R7)	85件	

[4] 詳細は P30「コラム10:生活支援ボランティア(馬見南5丁目ちょっとお助け隊)」へ。

[5] ボランティア活動をしたい人に対する支援/団体への支援(寄附等)をしたい人と団体をつなぐ/活用できる助成金を紹介する等、団体を継続発展させるための支援 等

[6] ボランティアを求めている人と団体をつなぐ 等

[7] 生活支援体制整備事業及び社会福祉協議会登録ボランティアのうち、町民相互の助け合い活動を行う団体の活動件数の合計

	委員全体に対する公募委員割合	27.7%(R3)	25%以上	4.60%(R8)	25%以上	協働のまちづくり推進課資料

コラム１０:生活支援ボランティア(馬見南５丁目ちょっとお助け隊)

生活支援ボランティアとは、業者に頼むほどではない「ちょっとした困りごと」を住民同士が助け合って解決する取り組みです。

写真は、高齢者世帯のお宅で、自分たちでは処理しきれない雑草の片付けを、地域のボランティアさんがお手伝いしているところです。これからもっと助け合いの輪が広がっていくといいですね。



自治基本条例に当てはめると･･･

第3条第4号(基本理念)

広陵町のまちづくりは、町民同士の交流を深め、普段から助け合い、支え合うまちをつくることを大切にしています。ずっと住み続けられるまちづくりのため、「ちょっとしたこと」からでも始めてみませんか？

詳しくはこちら！

計画掲載事例まとめ HP の QR コード

2－2 あらゆる町民や団体が連携及び協働できる体制づくり

多くの人に広陵町の施策やまちづくりについて関心を持ってもらうためには、それらに関心のある人や団体だけでなく、関心が低い町民層にもまちづくりや協働の意識を育む必要があります。一方で、行政内部においても協働を進めていく体制づくり等を進めていく必要があります。

また、多くの人が集う拠点や場づくり等の環境を整備する必要があります。

施策の方向性

① 協働推進に関係する支援及び連絡会議の設置

行政ができること

・ 町民がまちづくりの担い手になるための学習機会を提供するとともに、その活動に対して支援を行います(条例第20条関係)。

協働でできること

・ 町内の町民公益活動団体等が特定の課題解決に向け、横断的に話し合う連絡会議の設置を検討します(条例第18条関係)。

② 多くの人が集う拠点や場づくり

行政ができること

・ 子育て世代どうしや高齢者どうし、また世代間の交流ができる拠点や場を創出し、その活動に対して支援を行います(条例第20条関係)。

協働でできること

・ 町に関わるさまざまな人が集まり、さまざまな課題解決に向けて話し合うとともに、体験型の防災訓練、農産物マルシェやフリーマーケットなどさまざまな世代が参加したくなるよう、楽しみながら取り組めるイベントや祭りなどを共につくります。

指 標

施策の方向性	指標名	計画策定時	第1期目標値(R9)	現状値	第2期目標値(R13)	出典
①協働	【新規】住民ワークショップ等住民が話し合いをする会議の開催数	―	―	13回(R7)	25回	協働のまちづくり推進課資料
②協働	地域の防災活動(地域防災訓練)の安否確認に参加した世帯数 ※参加世帯数/全世帯数[8]	6,138世帯/13,724世帯(R4)	10,000世帯	6,828世帯/14,140世帯(R7)	10,000世帯	防災・生活安全課資料
	【新規】子どもや高齢者等の居場所設置数(のべ)[9]	―	―	88箇所(R8)	100箇所	介護福祉課、図書館、こども政策課、広陵町社会福祉協議会資料

[8] 全世帯数は防災訓練を実施した月の住基世帯数の合計

[9] 通いの場、認知症カフェ、まちじゅう図書館、子どもの居場所、ふれあい・いきいきサロンの合計

コラム１１：馬見北５丁目まちじゅう図書館

「まちじゅう図書館」とは、図書館の蔵書や寄贈本等を地域に設置して、本を通じて人がつながり、まちじゅうに本がある町を目指す町の取り組みです。



馬見北５丁目は、この取り組みに参画しています。図書館の蔵書を集会所に設置し、地域の方が管理人となって貸出も行っています。管理人グループや、そこに訪れる子どもや高齢者をはじめとした地域の方々が集い、ほっとできる居場所となっています。

詳しくはこちら！

計画掲載事例まとめ HP の QR コード

自治基本条例に当てはめると･･･

第11条(参加、参画と協働のまちづくり)

既にある取り組みに加わる「参加」も、まちづくりの第一歩です。地域の居場所に訪れる「参加」から、居場所づくりに役割分担して取り組む「参画・協働」へと、できることをつなげてあたたかい地域をつくっていきましょう！

基本方針３　まちづくり活動の支援

住民自治は、共同体意識が形成可能な一定の地域において、町民が積極的に地域課題に取り組み、町民が主役となってまちづくりを行う活動をいいます。住民自治の主体となるのが基礎的コミュニティとしての区・自治会ですが、高齢化に伴う担い手不足、共同体意識の希薄化や加入率低下など多くの課題に直面しています。また、まちづくり協議会では複数の区・自治会等が連携して地域の課題に取り組むことから、設立に向けた準備・調整、設立後は運営に係る調整や情報共有、情報管理などが求められます。

一方、行政も参画と協働によるまちづくりを進める主体の一つとして、そのあり方を見直していく必要があります。

基本方針３では、区・自治会やまちづくり協議会等がまちづくりの主体として自律的に活動するために必要な「支援」と、行政が参画と協働のまちづくりを共に担う主体として取り組むべき「庁内及び各団体等との協働事業の推進」をテーマとします。

３－１　基礎的コミュニティ、まちづくり協議会や公益活動団体への支援

基礎的コミュニティ(区・自治会)やまちづくり協議会は、地域総合型のコミュニティ組織であり、行政からの情報や支援を受ける窓口となる組織です。一方で任意の組織であることから、地域の担い手不足や加入率、認知率の低下が課題となっています。

また、特定の課題の解決を目標とするNPO、ボランティア団体等の公益活動団体については、町内の活動的な組織や活動が認知されていないことが課題となっており、各々の組織が活性化するよう支援を行う必要があります。

一方で、町民やそれぞれの団体においては、これまでの慣例や伝統にとらわれず、新たな考え方や視点を持って団体等を運営する必要があります。

※なお、ここでいう「支援」とは、職員やアドバイザー派遣などの人的支援、事業の経費や活動拠点の提供などの金銭的支援、まちづくりの好事例を他者に広報したり、先進事例に関する情報を提供したりする情報的支援が含まれます。

施策の方向性

①　基礎的コミュニティへの支援

町民ができること

・　町民は、基礎的コミュニティに加入するよう努めます(条例第15条関係)。

・　基礎的コミュニティの運営に当たり、意思決定をはじめ運営の透明性を確保するなど合意形成に取り組み、コミュニティへの加入を促しその維持に努めます(条例第15条関係)。

・ 地域が主体的に企画・実施するイベントや事業について、参加・参画に努めます(条例第18条関係)。

行政ができること

・ 現在の基礎的コミュニティを支援しつつ、地域が主体的な運営、活動ができるよう必要な支援を行います(条例第15条関係)。
・ 基礎的コミュニティの人口構成割合や危険箇所などの客観的なデータを示して、それぞれの地域の現状を把握することができるよう、情報共有に努めます(条例第15条関係)。
・ 地域が主体的に企画・実施するイベントや事業について、楽しく参加・参画できるように努めます(条例第18条関係)。

協働でできること

・ 地域の課題を互いに確認しあい、対話を通じて、将来の地域の担い手の育成や情報伝達のデジタル化などを推進します(条例第15条関係)。
・ 地域担当職員が地域へ出向き、地域の実情や課題を把握した上で、地域自身が解決に取り組めるよう伴走型支援を行います(条例第24条関係)。

② まちづくり協議会への支援

町民ができること

・ 区・自治会等は、交通安全対策や地域防災活動など隣接する区・自治会等との共通の個別課題について、必要に応じて調整・連携を図りより広域的な対応に努めます。(条例第15条・第16条・第17条関係)。
・ まちづくり協議会は、広域連携等により、地域の総合力を引き出して単独の基礎的コミュニティでは解決できない広域的な課題解決を図ります(条例第16条・第17条関係)。

行政ができること

・ まちづくり協議会を立ち上げようとしている地域に対して、適切な支援を行います(条例第16条・第17条関係)。
・ 広域的な課題解決に取り組むまちづくり協議会に対して、必要に応じて支援を行います(条例第16条・第17条関係)。

協働でできること

・ 関係団体が参画・協働できる新しい事業構築を検討します。

③ 公益活動団体への支援

町民ができること

・ 地域にとって何が課題か、子どもを含む全ての人が話し合う場をつくります(再掲:条例第7条・第12条関係)。

行政ができること

・ 地域の課題解決に取り組む町内関係団体、NPOやボランティア団体の活動と町及び団体どうしをマッチングするなど、適切に支援します。(条例第18条関係)。

協働でできること

・ NPO法人等の町民公益活動団体を設立しようとする町民に対して適切な支援ができる組織を紹介します。(条例第18条関係)。

指　標

施策の方向性	指標名	計画策定時	第1期目標値(R9)	現状値	第2期目標値(R13)	出典
①町民	【新規】区・自治会への加入率	―	―	【平均】85.92% 【最低】54.00% (R7)	【平均】89.00% 【最低】60.00%	協働のまちづくり推進課資料
	【新規】「地域や社会を良くするために何かしてみたいと思う」と答えた町内の小学生・中学生の割合	―	―	【小学校】80.80% 【中学校】69.20% (R6)	【小学校】85.00% 【中学校】73.00%	文部科学省資料(全国学力・学習状況調査[10])
①協働	区・自治会でEメールやSNSを活用するようになった団体数	3団体(R4)	20団体	22団体(R7)	30団体	協働のまちづくり推進課資料
	【新規】地域担当職員による区・自治会の会議・行事等への参加回数	―	―	101回(R6)	120回	

[10] 小学6年生・中学3年生に対する調査

③協働	NPO法人団体数	15団体 (R4)	20団体	14団体(R7)	20団体	内閣府資料

コラム１２：区・自治会加入促進の取り組み（萱野区）

広陵町では、転入される方に区・自治会の役割や主な活動等を掲載したチラシをお渡しして、加入率の維持・向上に取り組んでいます。

各区・自治会でも独自の取り組みが進められています。写真は、萱野区が活動紹介の際に使用しているチラシです。萱野区にはどんな場所や行事があるか、自治会費がどのように使われているか等がまとめられています。視覚的にわかりやすい説明を行ったことで、区・自治会加入者の増加につながりました。

▼広陵町　自治会紹介チラシ



▼萱野区　自治会紹介チラシ



自治基本条例に当てはめると･･･

第15条(基礎的コミュニティ)

町民は、基礎的コミュニティ（区・自治会）の活動に自主的に参加し、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとされています。

近隣のつながりが、安心して暮らし続けられるまちづくりの基盤となります。まずは身近なところから取り組んでみませんか？

詳しくはこちら！

計画掲載事例まとめHPのQRコード

3－2 庁内及び各団体等との協働事業の推進

協働する主体は、町と各団体だけでなく、個人と団体、各団体どうし、また行政内部などさまざまな連携が考えられます。これらが協働して事業を推進していくためには、企画立案の段階から多くの主体が関わり、議論を交わし、多くの意見を取り入れることが必要です。

施策の方向性

① 町・各団体の協働事業の推進

町民ができること

・ 町民は、個人・団体・行政にかかわらず、多くの施策や事業で協働できるよう推進し、参画します(条例第12条関係)。

行政ができること

・ 町や地域の課題解決について、多くの人が集まり議論できる場を提供します(条例第12条関係)。

協働でできること

・ 行政は、PDCAサイクルを踏まえた施策実施状況報告書を毎年公表するとともに、推進会議において評価・検証し、町の事業を改善しつつ、さまざまな主体が連携・協働できるように推進します(条例第40条関係)。

② 庁内連携体制の整備

行政ができること

・ 参画・協働の手法は庁内全部局が関係することから、自治基本条例の見直し等必要に応じて関係する部局を横断する「自治基本条例庁内ワーキンググループ」を設置し、町全体で協働のまちづくりを推進する庁内連携体制の整備を図ります(条例第26条関係)。
・ 地域担当職員制度を活用し、地域への情報発信や地域の課題解決の伴走型支援を行うとともに、庁内の横断的な連絡、情報共有体制の整備を図ります(条例第24条関係)。
・ 町職員は、町民の一員として地域のまちづくりについて積極的に参画します(条例第24条関係)。

指　標

施策の方向性	指標名	計画策定時	第1期目標値(R9)	現状値	第2期目標値(R13)	出典
①行政	【新規】 住民ワークショップ等 住民が話し合いをする 会議の開催数(再掲)	―	―	13回(R7)	25回	協働のまちづくり推進課資料
①協働	協働のまちづくり提案事業補助金申請件数	3団体 【新規】 3団体 (R3)	5団体	3団体 【新規】1団体 【継続】2団体 (R7)	6団体	
	「施策実施状況報告書」に記載する協働事業件数	67件 (R4)	100件	(集計中)	100件	

コラム１３：協働のまちづくり提案事業補助金（箸尾おこめくらぶ）

広陵町では、行政課題と地域や団体などのやりたい想いとをマッチングして、協働事業を補助金により支援しています。

写真は、補助金を活用して、防災キャンプ等の体験を通じて子どもたちの「生きる力」を育む取り組みを行っている、「箸尾おこめくらぶ」によるイベントの様子です。この日は、萱野区にある教行寺で薪割りやかまど調理等の避難所体験が行われました。校区を越えて参加した親子が食事を一緒に作り、食べ、片付けまで協力することで、普段は出会う機会の少ない人同士が互いを知るきっかけとなりました。



詳しくはこちら！
計画掲載事例まとめ HP の QR コード

自治基本条例に当てはめると･･･

第18条(まちづくり活動への支援･町民公益活動)

町民公益活動団体は、多様な主体と積極的に協働してまちづくりに取り組み、それに対して町は支援等を行うものとされています。

一人ひとりが「自分にできること」を持ち寄ることで、人と人のつながりが生まれます。町民と行政の協働で、より大きな効果を生み出しましょう！

参考資料

・広陵町自治基本条例推進会議委員名簿(敬称略、令和8年10月末現在)

区分	委員名	団体名等
学識経験者	中 川 幾 郎	帝塚山大学名誉教授
	清 水 裕 子	畿央大学准教授
町内関係団体	瀬 戸 眞吉郎	区長・自治会長会
	堀 榮 健 恭	区長・自治会長会
	吉 川 宗 広	商工会
	野 村 弘 行	民生委員・児童委員協議会
	山 下 有希子	民生委員・児童委員協議会
	堀 田 未 輝	社会福祉協議会
	井 上 恭 兵	PTA連絡協議会
	金 秀 一	防災士ネットワーク
	出 井 裕 久	老人クラブ
	吉 野 武 利	真美一まちづくり協議会
公募	家 田 房 児	公募委員
	竹 原 清 隆	公募委員
	塚 本 義 久	公募委員
	野 条 亜 美	公募委員
	椋 本 有 子	公募委員

・第２期推進計画策定の経緯

令和8年(2026年)	４月１日	広陵町自治基本条例　改正
	５月 26 日	第15回　広陵町自治基本条例推進会議
	６月 17 日	第7回　広陵町自治基本条例推進会議　条例周知部会
		第7回　広陵町自治基本条例推進会議　計画推進部会
	７月１日	第16回　広陵町自治基本条例推進会議
	８月３日	第8回　広陵町自治基本条例推進会議　条例周知部会
		第8回　広陵町自治基本条例推進会議　計画推進部会
	８月 27 日	第9回　広陵町自治基本条例推進会議　合同部会
	９月 28 日	第10回　広陵町自治基本条例推進会議　条例周知部会
	10 月１日	第10回　広陵町自治基本条例推進会議　条例周知部会
	10 月 20 日	第17回　広陵町自治基本条例推進会議　計画推進部会
	11 月5日 から 12 月4日	パブリックコメント
	12 月 25 日	第18回　広陵町自治基本条例推進会議(予定)
令和9年(2027年)	4月1日	第2期広陵町まちづくり推進計画策定(予定)

・広陵町自治基本条例(令和3年6月1日施行)

目次

前文
第1章　総則及び基本理念、基本原則(第1条－第4条)
第2章　町民の権利と役割、責務(第5条－第8条)
第3章　情報の公開と共有(第9条・第10条)
第4章　参加、参画と協働(第11条・第12条)
第5章　地域自治活動と町民公益活動(第13条－第18条)
第6章　文化及び生涯学習のまちづくり(第19条・第20条)
第7章　町議会並びに町長及び町職員の役割と責務(第21条－第24条)
第8章　行政経営(第25条－第35条)
第9章　住民投票(第36条)
第10章　連携(第37条)
第11章　条例の位置付け、見直し(第38条－第40条)
附則

わたしたちのまち広陵町は、奈良盆地の中西部に位置し、豊かな自然と大都市大阪に近接する特性から、『ほどよく都会、ほどよく田舎』の住環境に恵まれたまち、靴下産業やプラスチック産業のまち、竹取物語の舞台として知られる讃岐神社のほか、国の特別史跡である巣山古墳や国の重要文化財である百済寺など歴史ロマンあふれるまちとして発展してきました。また、新旧まちづくりが融合し、人々が支え合い、助け合える優しさがあふれるまちを育んできました。

一方で、少子高齢化やIT化など、社会構造及び経済情勢の変化により、住民自治及び団体自治の在り方が問われています。わたしたちは、輝く未来に向かって、住民と行政の協働のまちづくりを実践し、広陵町町民憲章を尊重するとともに、子どもや若者が住み続けられる持続可能な地域社会を形成する必要があります。そのためには、このまちに暮らし集い、共に学び働いていることを誇りに感じながら、人々が対話を重ね、合意形成に向けて熟議することが重要となります。

これからも、先人が築き息づく地域の歴史文化、公園や田園風景などのみどり豊かな環境との調和を図るとともに、町民、町議会、行政が各々の役割を果たし、お互いに補い合いつつ、協力してまちづくりを進め、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

わたしたちは、広陵町のまちづくりの理念を明らかにし、参画と協働を基本に、この町に関係する全ての人が主体になるまちづくりの実現を目指すものとして、ここに広陵町自治基本条例を制定します。

第1章　総則及び基本理念、基本原則

（目的）

第1条　この条例は、広陵町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、町民及び町のそれぞれの権利や役割、責務、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、個性豊かで活力ある自立した持続可能な社会の実現及び町民の福祉の向上と充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）町民　町内に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び町の公益や発展のために活動するものをいう。

（2）町長等　執行機関としての町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（3）町　町議会及び町長等をいう。

（4）参画　町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わることをいう。

（5）協働　町民、町議会及び町長等が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいう。

（6）まちづくり　時代に沿った、住みよく持続可能な地域社会をつくるための取組をいう。

（基本理念）

第3条　町民及び町は、次に掲げる基本理念により自治及びまちづくりを推進する。

（1）町民一人一人の基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。

（2）町民、町議会、町長等が、また国及び県と町が、対等な立場でそれぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町政を行うまちをつくること。

（3）町民及び町は、まちの歴史や自然を大切にし、環境との共生を図るため、次世代に引き継ぐことのできるまちをつくること。

（4）町民が情報を共有し、町内外の交流を図りながら、人と人とのつながりを大切にし、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。

（基本原則）

第4条　町民及び町は、次に掲げる事項を基本原則として、自治及びまちづくりを推進する。

（1）参画と協働の原則　町民は自治の主体として、町政に参画するとともに、公共的課題の解決に当たっては熟議の上、町民及び町が協働して取り組むこと。

(2) 補完性の原則　まちづくりの決定はより身近なところから協議や実践を行い、それぞれの適切な役割分担により、補完すること。
(3) 情報共有の原則　町が持つ町政情報及び町民が持つ公益情報が公開され、町民同士又は町と町民は、まちづくりに必要な情報の共有を行うとともに、町は、町民への説明責任、応答責任を果たすこと。
(4) 健全な行政経営の原則　町は、計画と検証及び評価に基づいた町民に寄り添った合理的で健全な行政経営を行うとともに、地域の特性と自主性を尊重した住民自治を推進すること。
(5) 環境保全の原則　先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然等の環境を次世代に残せるまちづくりを推進すること。
(6) 多様性尊重の原則　町民の多様な属性や文化を尊重したまちづくりを進めること。

第2章　町民の権利と役割、責務

(町民の権利)
第5条　町民は、まちづくりの主体であり、町政やまちづくりに参画する権利を有する。
2　町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。
(町民の役割と責務)
第6条　町民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。
2　町民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代の利益、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。
3　町民は、町と協働し、連携し合いながら、安全かつ安心して豊かに暮らせるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。
(子どもの権利)
第7条　子ども(18歳未満の町民をいう。以下同じ。)は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加することができる。
2　町民及び町は、子どもがまちづくりに参加する機会の充実に努めなければならない。
3　町民及び町は、子どもが健やかに育ち、ふるさとを大切に思える環境づくりに努めなければならない。
(事業者の役割と責務)
第8条　事業者は、地域社会を支え、構成する一員としての社会的な責務を自覚し、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。
2　事業者は、事業活動を行うに当たり、環境の保全に配慮するよう努めなければなら

ない。

第3章　情報の公開と共有

（情報の公開と共有）

第9条　町は、公正で開かれた町政を推進するため、別に条例で定めるところにより、町民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報を原則として公開しなければならない。

2　町は、町民が必要とする情報を積極的かつ効果的に提供するものとする。

3　町は、前項の規定による情報の提供に当たっては、広報紙、町ホームページ等を積極的に活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で町民に提供するものとする。

4　町民及び町は、互いに自らの活動内容に係る情報の共有に努めるものとする。

（個人情報保護）

第10条　町は、町民の権利利益を守るため、別に法令等で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。

2　個人情報の取扱いについては、法令等を遵守するとともに、人の生命、身体又は財産を保護するために必要な情報を関係者間で共有するよう努めなければならない。

3　町長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、法令等の規定に基づき、個人情報を一定の手続を経て団体等に提供することができるものとする。

第4章　参加、参画と協働

（参加、参画と協働のまちづくり）

第11条　町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推進しなければならない。

2　町民及び町は、相互に協働しようとするときは、対等な関係を維持し、目的や役割分担を明らかにした上で過程を大切にしながら相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

（参加、参画と協働の制度）

第12条　町は、町政に関する重要な計画並びに条例等の制定改廃、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、町民の参加や参画を図るものとする。

2　町は、計画等の制定や見直しに当たっては、適切な時期に分かりやすく情報を公開し、町民の意見を募るものとする。

3　町は、前2項の場合において高齢者や障がいのある人等あらゆる町民に参画の機会を保障するよう努めなければならない。

4　町は、審議会等の委員を選任する場合は、地域、年齢、性別、国籍等の均衡に配慮するとともに、町民から委員を公募するよう努めなければならない。

5　町は、審議会等の会議について、法令等の定めのあるもの及び個人情報に係るものを除き、原則として、公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとする。
6　町長は、公共的な課題の解決や公共的サービスの提供等において、多様な主体がその担い手となれるよう必要な措置を講じるとともに、町民同士又は町民及び町が協働して取り組む機会の拡充に努めなければならない。
7　町民及び町は、まちづくりに関する自由な意見交換や熟議が行える場や機会を設定し、町民同士又は町民及び町が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努めるものとする。

第5章　地域自治活動と町民公益活動

（住民自治）
第13条　住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、町民が積極的に地域課題に取り組み、町民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。
2　住民自治の主体は、基礎的コミュニティ(区及び自治会をいう。以下同じ。)をはじめ、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人など多様な主体を指す。
（住民自治の原則）
第14条　町民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。
2　町民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。
3　町長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。
（基礎的コミュニティ）
第15条　町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に基礎的コミュニティの活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。
2　町民は、当該基礎的コミュニティへの加入に努めるものとする。
3　町長は、基礎的コミュニティの果たす役割を認識し、また自主性及び自律性を尊重し、その活動に対して支援、その他の必要な措置を講じるものとする。
4　基礎的コミュニティは、役割と責任を自覚し、地域自治団体の主たる担い手として、まちづくりに参画するよう努めるものとする。
（まちづくり協議会）
第16条　町民は、地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組むために、別に定める区域を単位とする地域内において、多様な主体で構成される地域自治団体(以下「まちづくり協議会」という。)を、一の区域において一に限り設置することができる。

2　まちづくり協議会は、自らの活動に町及びその他の団体と連携しながら地域の諸課題の解決に向けた地域自治活動を行うものとし、当該地域の全ての住民及び基礎的コミュニティ並びにその他の団体を構成員とする。
3　町は、まちづくり協議会の役割を認識し尊重するとともに、その活動に対して地域特性を勘案した支援等必要な措置を講じるものとする。
4　町長は、まちづくり協議会との協議の上、事業の一部をまちづくり協議会に委ねることができる。この場合において、町は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとする。
5　まちづくり協議会に関し必要な事項は、町長が定める。
第17条　まちづくり協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、豊かな地域社会の実現に取り組むものとする。
2　まちづくり協議会は、透明で民主的な運営を行うための規約や組織を構成しなければならない。
3　まちづくり協議会は、地域のまちづくりの目標、自らが取り組む活動方針、内容等を定めた地域づくり計画を策定することができる。
4　町民は、地域社会の一員として自主的かつ主体的にまちづくり協議会に参加し、相互の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働するよう努めるものとする。
（まちづくり活動への支援・町民公益活動）
第18条　町民は、社会的課題の解決やまちづくりのために、自発的かつ自主的な意思に基づく非営利で公益的な活動(以下「町民公益活動」という。)に関心を持ち役割を理解するように努めるものとする。
2　町民は、自ら町民公益活動を行う団体(以下「町民公益活動団体」という。)を形成し、又は参加することができる。
3　町民公益活動団体は、多様な主体と積極的に協働して社会的課題の解決やまちづくりのために活動するよう努めるものとする。
4　町長は、町民公益活動団体の役割と主体性を尊重するとともに、その活動を促進するための必要な措置を講じるものとする。

第6章　文化及び生涯学習のまちづくり

（文化のまちづくり）
第19条　町は、文化芸術スポーツ活動について、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、町民一人一人が文化芸術スポーツ活動の根付く生活を営むことができる地域社会を実現するための環境整備に努めなければならない。
2　町民及び町は、文化財の重要性を認識し、その保護に努め、先人が守り育て培ってきた伝統文化を継承するよう努めなければならない。
3　文化芸術スポーツに関し必要な事項は、町長が定める。
（生涯学習のまちづくり）

第20条　町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、生涯にわたって学習する権利を有する。
2　町長等は、町民の参画と協働を推進し、自律的なまちづくりを支援するための学習機会を提供するとともに、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。
3　町民及び町は、学習した成果をまちづくりに生かせるよう努めるものとする。

第7章　町議会並びに町長及び町職員の役割と責務

（町議会の役割と責務）
第21条　町議会は、法令の定めるところにより、町民の負託に基づき選ばれた町議会議員によって構成される町の重要事項を議決する広陵町の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければならない。
2　町議会は、町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視し、及び評価する権限を有する。
3　町議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに町政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。
4　町議会は、その権限を行使することにより、広陵町の自治の発展及び町民の福祉の向上に努めなければならない。
5　町議会は、町民との情報共有を図り、原則として全ての会議を公開する等、開かれた議会運営に努めなければならない。
6　町議会の会議は、討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにしなければならない。
7　町議会は、会期外においても、町政への町民の意思の反映を図るため、町の施策の検討、調査等の活動を行うとともに、町民との対話の機会を設けなければならない。
8　町議会の組織、活動等の基本事項に関しては、別に定める。
（町議会議員の役割と責務）
第22条　町議会議員は、町民の負託に応え、高い倫理性のもと、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、一部団体及び地域の代表にとどまらず、常に町民全体の福祉の向上を念頭に置き行動しなければならない。
2　町議会議員は、町議会の責務を遂行するため、町政の課題全般について町民の意見を明確に把握するとともに、常に自己の見識を高めるための研さんを怠らず、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。
（町長の役割と責務）
第23条　町長は、町の代表者として、町民の負託に応え、町民全体の福祉の向上及び持続可能な地域社会の形成を目指し、住民自治を基本とするとともに、他の執行機関

と連携し、公正かつ誠実に町政運営を行わなければならない。
2　町長は、広陵町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を町民に示すとともに、具体的施策により課題解決を図らなければならない。
3　町長は、施策の執行に当たっては、町民及び町議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、町政運営を通じて自治の実現、町民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。
4　町長は、前3項の責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営に努めるとともに、町職員の育成及び能力の向上を図り、町民のための施策の遂行に努めなければならない。
（町職員の役割と責務）
第24条　町職員は、町民全体のために働く者として法令等を遵守し、効率的で公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければならない。
2　町職員は、その職務を遂行するに当たって創意工夫を行い、町民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めなければならない。
3　町職員は、その職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を目指し、研修に積極的に参加する等研さんに努めなければならない。
4　町職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域のまちづくり等に参画し、地域課題の把握及び解決に努めなければならない。

第8章　行政経営

（総合計画）
第25条　町長は、この条例で定める基本理念及び基本原則に基づき、町の最上位計画となる総合計画を策定するものとする。
2　町長は、個別計画を策定するときは、総合計画との整合性を図らなければならない。
3　町長は、総合計画について町民の参画を図り、その進行管理を適正に行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを図らなければならない。
（行政組織）
第26条　町は、社会情勢の変化に柔軟に対応し、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、組織の横断的な調整に努めなければならない。
2　町長は、組織及び町職員の能力が最大限に発揮できるよう、町職員の適切な任用及び適材適所の人材配置に努めなければならない。
（財政運営）
第27条　町長は、予算の編成及び執行に当たっては、財源を効率的かつ効果的に活用し、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。
2　町長は、町民が予算及び決算を具体的に把握できるよう公表しなければならない。
3　町長は、社会経済情勢の動向を踏まえ、中長期的な財政見通しを作成し、公表するものとする。

(政策法務)
第28条　町は、地域課題に対応し、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法及び法令解釈に関する自治権を積極的に活用しなければならない。
2　町は、条例、規則等の整備や体系化に努めなければならない。
(法令遵守及び公益通報)
第29条　町は、常に法令を遵守し、町政運営の透明性の向上を図るとともに、町政を公正に運営しなければならない。
2　町長等は、町政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する制度について必要な措置を講じるよう努めなければならない。
(説明責任及び応答責任)
第30条　町長等は、町政運営における政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における過程及び結果について、町民に分かりやすく説明しなければならない。
2　町長等は、町民からの町政に関する意見、要望、提案、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければならない。
(広報・広聴、パブリックコメント)
第31条　町は、重要な条例の制定並びに計画の策定及び改廃を町議会に提案し、又は決定しようとするときは、これらの案を公表し、パブリックコメントを行うなど、町民からの意見及び提案を広く求めなければならない。
2　町は、広報・広聴を実施するに当たっては、多様な手段をとるとともに、分かりやすく表現するものとする。
(行政手続)
第32条　町長等は、町民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導、法令等に基づく届出に関する手続について、透明性の向上を図り、公正かつ迅速に行わなければならない。
(行政評価)
第33条　町長等は、効率的かつ効果的な町政運営を進めるため、町の政策等について行政評価を実施し、その結果について、町民に分かりやすく公表するとともに、町民が意見を述べる機会を設けるよう努めなければならない。
2　町長等は、前項の評価結果について、総合計画の進行管理並びに予算、事業及び組織の改善等に反映させるよう努めなければならない。
3　町長等は、行政評価を行うに当たっては、必要に応じて町民及び専門家等の意見を聴く機会を設けることができる。
(外部監査)
第34条　町長等は、行財政運営の効率化及び健全化を進めるために、外部監査制度その他の監査に関する制度の整備を図るよう努めなければならない。
(危機管理)

第35条　町は、町民が安全かつ安心して暮らせるよう、別に条例で定めるところにより、災害発生等の不測の事態に備え、総合的かつ機動的な危機管理体制を整備しなければならない。
2　町は、前項の危機管理体制を強化するため、町民及び関係機関と連携し、それぞれの役割と責務を認識しつつ、協力を図らなければならない。
3　町民は、災害発生等においては、自らを守る努力をするとともに、その役割の重要性を認識し、相互に協力するよう努めなければならない。
4　町民及び町は、発災後速やかに関係機関と連携し、復旧及び復興対策を推進しなければならない。

第9章　住民投票

（住民投票）
第36条　町長は、町政に関する重要事項について、広く町民の意思を確認する必要があると認めたときは、町議会の議決を経て、住民投票を実施することができる。
2　町長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。
3　住民投票に付すことができる案件、投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。
4　町は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第10章　連携

（広域連携）
第37条　町は、国、県及び他の市町村等と対等の関係にあることを踏まえ、自立した自治体運営を目指すとともに、共通の課題又は広域的課題を解決するため、これらと相互に連携し、協力するよう努めるものとする。
2　町民及び町は、他の市町村等の住民との交流や連携の取組みを通じ、互いに学び合い、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

第11章　条例の位置付け、見直し

（条例の位置付け）
第38条　この条例は、広陵町における自治の基本規範であり、町民及び町は、この条例を遵守しなければならない。
2　町は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。
（条例の見直し）
第39条　町長は、この条例を適切に運用するとともに、社会情勢の変化等に対応するため、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに検討を行うものとする。
2　町長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、多様な手段を用いて町民の

意見を聴くとともに、これを反映させなければならない。
3　町長は、前2項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。
（運用）
第40条　町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、広陵町自治基本条例推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。
2　推進会議は、この条例に基づく他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、その結果を踏まえ、必要な見直しを町長に求めることができる。
3　前2項に規定するもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。
附　則
この条例は、令和3年6月1日から施行する。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。

広陵町まちづくり推進計画は、自治基本条例推進会議で**協働**して作成しました。



条例周知部会



計画推進部会



推進会議委員協議の様子



条例周知の取り組みも

協働して行っています！

令和8年1月24日開催
広陵町自治基本条例
シンポジウム

